

ドメスティック・バイオレンスの病理

—— 実態調査から見えてきたもの ——

応用社会学科 石川義之

キーワード：ドメスティック・バイオレンス (DV), 身体的暴力, 性的暴力, 精神的 (心理的) 暴力, ネグレクト

邦文アブストラクト (抄録)：

この論考は、A 県在住の男女を対象に実施したドメスティック・バイオレンス (DV) に関する実態・意識調査からのデータを基に、全国調査や他都道府県調査のデータをも比較対照しながら、DV の病理を解明したものである。

ドメスティック・バイオレンスを身体的暴力, 精神的 (心理的) 暴力, 性的暴力, ネグレクトの 4 つに分類した上で、DV の経験率, DV の認識度, DV 発生の要因・条件・背景, DV 被害の影響, DV 被害についての相談, DV 問題の解決のための方策などについて、経験的データに基づく分析がなされている。

調査分析から得られた最も重要な発見は、DV の被害経験率は男性に比して女性が圧倒的に高く、しかも女性のうちでも DV の被害を最も受けやすいタイプは、伝統的家父長制男性社会のパターンからはずれた意識を持ち行動する革新的タイプの女性であること、したがって、DV 問題の解決のためには、伝統的家父長制男性社会のパターンに固執し、それから逸脱する女性に対して暴力をもって対応する男性の意識・行動傾向を是正することが重要であることが示唆されたこと、であると言えよう。

1. はじめに

1960 年代後半のアメリカに発生し急速に世界中に広まった第 2 波フェミニズム*は、1970 年代、夫や恋人、婚約者など親密で個人的な関係にある (あった) 男性からふるわれる暴力を、構造的な性差別として再発見・再定義し、以来「自分たちの経験と問題意識を反映する言葉として」ドメスティック・バイオレンス (以下、DV と略称する)

という概念を使ってきた (戒能 2002: 7; 吉浜 1995: 55)。

1980 年代、国連を中心とした国際社会で女性の人権運動が押し進められる中で、DV は単なる個人的な問題ではなくて、社会的対応を必要とする女性の人権問題＝社会問題であるという認識が生まれてくる。1979 年の女性差別撤廃条約の採択を契機とする国際社会の取り組みの成果として、1993 年国連総会は満場一致で「女性に対する暴

*フェミニズムは、男女平等や女性の地位向上を目指す理論や運動を指すが、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて台頭した第 1 波フェミニズムが公的領域における参政権の獲得を主たる目的として行われたのに対して、1960 年代から 70 年代において盛んとなった第 2 波フェミニズムは、公的領域に限らず私的領域も含む日常生活のあらゆる領域において男女平等や女性の地位向上を図ろうとする理論や運動として展開された。そこでは、制度レベルにとどまらず人々の意識や考え方のレベルにまで性差別＝男性主導の仕組みが根付いていることが指摘され意識改革の必要が主張されるとともに、政治的のみならず経済的・社会的・心理的なあらゆる形態における性差別を撤廃し女性解放を実現しようとするのが試みられた (坂本 1996: 107; 栗原 1997: 214)。

力撤廃宣言」を採択した。同宣言は、「女性に対する暴力」を、「性に基づく暴力行為であって、公的生活で起こるか私生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的危害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なるおそれのあるものをいう」（渡辺編 1994: 286）と定義づけ、そして、このような女性に対する暴力が、「人権および基本的自由の女性による享受を侵害し、害しまたは無効にすることを確認」（渡辺編 1994: 287）している。さらに、国家が「女性に対する暴力を撤廃する政策をすべての適当な手段によりかつ遅滞なく追求」すべきことを要請している。そして、この適当な手段の中には、「女性に対する様々な形態の暴力の蔓延に関する、特に家庭内暴力に関する調査を促進し、資料を収集し、統計を編集すること」（渡辺 1994: 288）も含まれる。こうして、同宣言には、ドメスティック・バイオレンスという言葉は使われていないものの、私生活で起こる女性に対する暴力に他ならないDVは、女性に対する人権侵害であり、国家はあらゆる適切な手段を以て遅滞なくこれを撤廃するための施策を推進すべきであるという主張が含意されている、と言えよう。ちなみに、今回A県で行われたDVに関する調査は、上記の「調査を促進し、資料を収集し、統計を編集すること」という条文〔同宣言第4条（k）〕に国際文書上の根拠の1つを持っている、と見ることができよう。

1995年には北京で第4回国連世界女性会議が開催されて「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択された。そして、「宣言」で「女性の権利は人権である」ことが謳われるとともに、「綱領」では、より被害者の視点を明確にしたDVを含む「女性に対する暴力」根絶のための施策の実施が目標に掲げられた。さらに、2000年でニューヨークで開催された女性2000年会議（第5回国連世界女性会議）では、「夫婦間の性的暴力を含

むドメスティック・バイオレンスがいまだに私的な問題として扱われている国もある。ドメスティック・バイオレンスの影響、その防止方策及び被害者の権利に対する認識がいまだ不足している。」「特に…法的及び立法的措置が弱い国が多い。」（関編 2001: 101）という認識のもとに、DV防止法の立法化と法整備を各国に求めている（戒能編 2001: 77）。

以上のような国際的動向のもとで、イギリスなどDV対応に早くから取り組み始めた諸国では、1970年代後半以降、DVへの法的対応が着実に進められてきたが、しかし、これらの諸国でもDV問題は依然として未解決であり、もっか「法整備以外の多様な取り組みが粘り強く行われている」と同時に、DV法の改正を積み重ねることによって、よりよい対応へ向けた努力が行われている」（戒能編 2001: 77）ところである。

こうした国際社会の動きを受けて、わが国でも、2001年4月6日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法と略称する）が成立し、同年4月13日に公布、同年10月13日に施行された。21世紀に入って、ようやくわが国でもDVの被害者の安全の確保とDV防止を目的に掲げた法律が制定されたことになる。

DV防止法は、前文で次のように述べている。「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」「このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組に

も沿うものである。」この法律においては、配偶者からの暴力は女性に対する暴力に限定されず、その被害者には男女が共に含まれるが、以上の前文からはこの法律が、主たる被害者を女性として捉えており、男性配偶者から加えられる女性に対する暴力を、個人の尊厳を害し、男女平等の実現を妨げるものとして、特に問題視しているものであることが窺われよう。

なお、同法律では、地方公共団体の責務も定められている。たとえば、「職務関係者の研修及び啓発」、「国民の教育及び啓発」、「調査研究」、「民間の団体への援助」などである。今回の A 県 DV 実態調査は、このような地方公共団体の責務遂行のための基礎データを得るために実施されたものと解することができる。

2. 調査実施の概要

- (1) 調査対象者：中国地方 A 県内に在住の満 18 歳以上の男女
- (2) 標本抽出方法：住民基本台帳による層化二段無作為抽出法
- (3) 調査方法：調査票法（自計式調査票法）による郵送調査法
- (4) 調査期間：2002 年 4 月～6 月
- (5) 抽出標本数・調査票発送数・有効回答数・有効回答率
 女性：抽出標本数 1,011, 調査票発送数 735, 有効回答数 431, 有効回答率 58.6%
 男性：抽出標本数 989, 調査票発送数 751, 有効回答数 419, 有効回答率 55.8%
 合計：抽出標本数 2,000, 調査票発送数 1,486, 有効回答数 850, 有効回答率 57.2%
- (6) 配慮点：調査票の発送に先立って、調査票発送可否伺いの手紙を郵送。抽出標本数と

調査票発送数との食い違いはこのことに因る。

- (7) 調査主体：A 県（企画・分析；財団法人 A 女性センター〈執筆 小川洋子〉、監修・総括；石川義之）

3. A 県調査における DV の概念

わが国の DV 防止法では、「配偶者からの暴力」とは、「配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう」（第 1 条 ①）と定義されている。ここでは、「配偶者からの暴力」は、法律婚上の配偶者及び事実婚上のパートナーによる身体的暴力に限定されている。

しかし、国際レベルでは、DV の語は、もっと広く、夫や恋人、婚約者など「親密な」関係にある（あった）者—特に男性—から（特に女性に対して）ふるわれる暴力を指すものとして用いられている（「夫 [恋人] からの暴力」調査研究会 1998: 10）。ここでの「暴力」には、身体的暴力に限らず、心理的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的隔離、子どもを利用した暴力、強要・脅迫・威嚇、男性の特権をふりかざす、過小評価・否定・責任転嫁なども含まれるのである（「夫 [恋人] からの暴力」調査研究会 1998: 15-16）。

今回の A 県調査では、DV 防止法を踏まえながらも、このような国際社会での DV の用法をも参考にして、DV を、個人的で「親密な」関係にある（あった）者—夫（元夫を含む）、妻（元妻を含む）、パートナー（恋人、同棲相手など、夫・妻以外で一定期間親密な関係にある（あった）異性）—からふるわれる暴力を指すものとして捉えている。この場合、暴力は、心理的（精神的）暴力、身体的暴力、性的暴力、ネグレクト（怠慢・放置・無視）の 4 つに分類されている。ここでネグレクトとは、家族関係など「親密な」人間関係

の中で当然期待される役割・責務から逸脱する行為を指している。たとえば、夫が妻に生活費を渡さないとか、妻が病気であるにもかかわらず家事を分担しないなどは、夫婦関係という「親密な」関係の中で当然の責務として認知されている役割への期待に離反する行為として、ネグレクトを構成する。なお、この調査で、DVを、男性から女性に対してふるわれる暴力に限定せず、女性から男性に対してふるわれる暴力をも含めて捉えているのは、DV防止法の路線に沿ったものと言える。

4. A県におけるDVの経験率

今回のA県調査では、「夫またはパートナー」から暴力を受けた経験を持つ女性の比率は、精神的（心理的）暴力56.7%、性的暴力41.6%、ネグレクト26.6%、身体的暴力25.4%、全体（いずれかの暴力被害経験あり）66.7%となっている[図1]。

一方、東京都が1997年に行った「女性に対する暴力」調査（東京都全域に在住の20歳以上64歳以下の男女を対象）では、精神的暴力55.9%、身体的暴力33.0%、性的暴力20.9%となっている（東京都1998: 51）。身体的暴力の経験率は東京都の方が高くなっているが、精神的暴力と性的暴力についてはA県の経験率の方が高くなっている。特に性的暴力の場合は東京都の約2倍の被害経験率となっている。

また、1999年に総理府が実施した「男女間における暴力に関する調査」（全国20歳以上の男女を対象）では、「夫（事実婚や別居中を含む）」から暴力を受けた経験を持つ女性の比率は、「A. 命の危険を感じるくらい暴行をうける」4.6%、「B. 医師の治療が必要となる程度の暴行をうける」4.0%、「C. 医師の治療が必要とならない程度の暴行をうける」14.1%、「D. いやがっているのに性的な行為を強要される」17.7%、「E. 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる」

5.3%、「F. 何を言っても無視され続ける」17.3%、「G. 実際や電話を細かく監視される」9.6%、「H. 『誰のおかげで生活できるんだ』とか、『かいしょうなし』と言われる」15.8%、「I. 大声でどなる」45.2%、となっている（総理府2000: 26-34）。

今回のA県調査における「夫」からの暴力に関する対応する項目の女性の被害経験率を見ると、「(10) 立ち上がれなくなるほど、殴ったり蹴ったりする」4.5%（Bに対応）、「(11) 気が進まないのに、性行為をする」36.4%（Dに対応）、「(19) 見たくないのに、ポルノ雑誌やポルノビデオを見せる」6.0%（Eに対応）、「(8) 何を言っても無視する」21.1%（Fに対応）、「(2) 外出や、交友関係、電話などを細かくチェックする」14.1%（Gに対応）、「(7) 『誰のおかげで食べられるんだ』、『バカ』、『役立たず』などと言う」15.3%（Hに対応）、「(12) 大声でどなる」33.3%（Iに対応）、となっている[図2]。(7)とHとがほぼ同率、そして(12)がIに比して低率である以外は、全ての項目にわたってA県における女性のDV被害経験率が全国調査におけるそれを上回っている。特に「(11) 気が進まないのに、性行為をする」の被害率は全国調査におけるそれに対応するDの項目の被害率を大幅に上回る。

従来、A県のような第1次産業就業人口比が高く（県庁所在地＝都市部を含む東部エリア13%、準都市部＝西部エリア15%、対して全国6%、都市計3%）、家族の規模が大きい（1世帯当たり人員はA県3.08人、対して全国2.82人、東京都2.34人）地域では、DVの発生率は低いと見られていた（朝日新聞社2000: 308, 402-404; 総務省統計局2001: 20）。しかし、今回のA県調査から得られた実際のデータに即して見ると、A県における女性に対するDVの発生率は、総じて全国平均よりも高く、また、大都会である東京都と比しても決して低くない発生率となっているのである。このことは、A県における女性に

対するDVの防止と被害者の保護に関して施策を講ずる場合、留意しておかねばならない最も基本的な事柄であると言えます。

なお、男性が妻または女性パートナーから受けた暴力については、「(16) 立ち上がれなくなるほど、殴ったり蹴ったりする」0.0%（全国1.2%）、「(21) 気が進まないのに、性行為をする」0.5%（全国4.0%）、「(19) 見たくないのに、ポルノ雑誌やポルノビデオを見せる」0.2%（全国1.7%）、「(8) 何を言っても無視する」5.7%（全国22.0%）、「(2) 外出や、交友関係、電話などを細かくチェックする」2.4%（全国6.8%）、「(7)『誰のおかげで食べられるんだ』、『バカ』、『役立たず』などと言う」1.4%（全国10.6%）、「(12) 大声でどなる」3.1%（全国29.5%）となっている〔図3、全国の数値は「妻（事実婚や別居中のものを含む）」からのみの男性の被害経験率〕（総理府 2000: 26-34）。A県における男性のDVの被害経験率は、総理府の調査項目と対応させることのできる全ての被害項目において、全国の男性の被害経験率の平均を大きく下回っているのである。

以上から、A県における女性のDV被害化率は全国平均を上回り、男性のDV被害化率は全国平均を下回っていることが分かる。このことは、A県が男性優位の社会、端的に言えば家父長制（男性支配）の色彩を濃厚に残した社会であることを物語っている。

5. A県におけるDVの認識度

夫婦間やパートナー間で行われる行為が、どの程度DVと認識されているかについて、相互に対応する項目のあるものに限って、今回のA県調査の数値を、総理府の全国調査における数値、東京都調査の数値、名古屋市調査（1999年に、名古屋市内在住の20歳以上の男女を対象に行われた、「女性に対する暴力」についての調査）の数値と比較しながら見ておこう。

なお、これらの数値はそれぞれ、総理府調査の場合「夫婦間の行為」について「どんな場合でも暴力にあたると思う」の比率、東京都調査の場合「夫の妻に対する行為」について「どんなことがあっても許されない」と思う比率、名古屋市調査の場合「妻に対する夫の行為」について「してはいけないと思う」の比率、A県調査の場合「妻（パートナー）に対する夫（パートナー）の行為」について「どんなことがあっても許されない」と思う比率を示している〔図4〕。

- D なぐるふりをして、おどす〔(13) なぐるふりや、物をなげるふりをして妻（パートナー）をおどかす〕
- | | |
|-----|--------------------|
| 全国 | ：男性 44.4%，女性 45.7% |
| 東京 | ：男性 76.8%，女性 86.6% |
| 名古屋 | ：男性 87.4%，女性 96.7% |
| A県 | ：男性 61.6%，女性 63.6% |
- E 刃物など突きつけて、おどす〔(14) 刃物など突きつけて妻（パートナー）をおどす〕
- | | |
|----|--------------------|
| 全国 | ：男性 88.5%，女性 85.1% |
| A県 | ：男性 87.8%，女性 84.2% |
- F 相手がいやがっているのに性的な行為を強要する〔(21) 妻（パートナー）が気が進まないのに、性的行為をする〕
- | | |
|-----|--------------------|
| 全国 | ：男性 58.5%，女性 61.4% |
| 東京 | ：男性 69.3%，女性 77.1% |
| 名古屋 | ：男性 66.6%，女性 82.1% |
| A県 | ：男性 33.7%，女性 35.7% |
- G 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる〔(19) 妻（パートナー）は見たくないのにポルノ雑誌やポルノビデオを見せる〕
- | | |
|----|--------------------|
| 全国 | ：男性 41.9%，女性 42.5% |
| 東京 | ：男性 67.3%，女性 67.5% |
| A県 | ：男性 46.5%，女性 43.2% |
- H 何を言っても長期間無視し続ける〔(8) 妻（パートナー）が何を言っても無視する〕
- | | |
|----|--------------------|
| 全国 | ：男性 36.2%，女性 37.3% |
|----|--------------------|

- 東京 : 男性 34.2%, 女性 47.2%
A 県 : 男性 43.2%, 女性 45.7%
- I 交友関係や電話を細かく監視する [(2) 妻 (パートナー) の外出や, 交友関係, 電話などを細かくチェックする]
全国 : 男性 29.7%, 女性 31.1%
東京 : 男性 47.6%, 女性 59.5%
名古屋: 男性 71.3%, 女性 83.2%
A 県 : 男性 16.7%, 女性 16.9%
- J 「誰のおかげで生活できるんだ」とか, 「かいしょうなし」と言う [(7) 妻 (パートナー) に「誰のおかげで食べられるんだ」, 「バカ」, 「役立たず」などと言う]
全国 : 男性 38.4%, 女性 40.3%
東京 : 男性 72.7%, 女性 82.4%
名古屋: 男性 82.2%, 女性 93.6%
A 県 : 男性 59.9%, 女性 67.3%
- K 大声でどなる [(12) 大声でどなる]
全国 : 男性 27.0%, 女性 31.8%
A 県 : 男性 33.4%, 女性 39.9%
- 大切にしているものを, わざと壊したり捨てたりする [(11) 妻 (パートナー) の大切なものを, わざと壊したり捨てたりする]
東京 : 男性 86.3%, 女性 91.2%
A 県 : 男性 75.9%, 女性 72.9%
- 避妊に協力しない [(18) 妻 (パートナー) が子どもをつくるのを望まないのに, 避妊に協力しない]
東京 : 男性 69.0%, 女性 76.8%
名古屋: 男性 65.2%, 女性 85.2%
A 県 : 男性 42.2%, 女性 45.2%
- △ 妻が実家や友人とつきあうのを制限する [(1) 妻 (パートナー) の外出や, 実家・友人とのつきあいを制限する]
名古屋: 男性 64.3%, 女性 71.4%
A 県 : 男性 10.5%, 女性 11.4%
- △ 妻に対して, 命令するような口調でものを言う [(5) 妻 (パートナー) に対して, 命令するような口調でものを言う]
名古屋: 男性 53.3%, 女性 78.9%
A 県 : 男性 19.1%, 女性 21.8%
- △ 妻に, 家計費の使いみちを細かく報告させる [(3) 妻 (パートナー) に, 家計費などお金の使いみちを細かく報告させる]
名古屋: 男性 39.3%, 女性 47.5%
A 県 : 男性 7.9%, 女性 6.3%
- △ 妻が病床についている時でも, 自分では家事はしない (家事をせずに妻にさせる) [(24) 妻 (パートナー) が病気の時でも, 家事をしなかったり, 妻 (パートナー) に家事をさせたりする]
名古屋: 男性 43.7%, 女性 92.2%
A 県 : 男性 58.0%, 女性 51.7%
- * D~K は全国調査の行為内容の文章, ○ は東京都調査の行為内容の文章, △ は名古屋市調査の行為内容の文章, [] 内は A 県調査の行為内容の文章である。なお, 東京都調査と名古屋市調査の行為内容の文章は, 類似した文章であるため, 省略している場合がある。(総理府 2000: 6-18; 東京都 1998: 30; 名古屋市 2000: 37)
- これらの数値のうち, 総理府全国調査の数値については, 「どんな場合でも暴力にあたると思う」比率であり, それ故, 「暴力」に該当しない項目と判断した場合は, 「許されない」行為と認識した場合でも, 「思う」とはならないであろう。総理府調査の数値が一様に低くなっているのはそのためと考えられる。
- わが国では「暴力」の範囲は一般に狭く考えられており, 蹴ったり殴ったりの「力に訴える乱暴な行為」として「暴力」を解する傾向が強い。したがって, 精神的暴力や性的暴力は「暴力」として認識される度合いが低いことが想定できる。事実, 総理府調査では, 身体的暴力は「暴力」と認知される度合いが高いが, その他の暴力はそれとしの認知度が低い傾向が認められた(総理府 2000:

6-7)。人々のDVの認識度は、かれらがある行為を、親密な関係の中で「あってはならない」「許されない」行為と見ているかどうかで判断されるべきである。「許されない」行為であると見るか否かが——「暴力」と思う行為は「許されない」行為の一部にすぎない——、現実におけるDVの発生を左右する基本要因の一つであると見なしうるからである。

そこで、総理府調査の数値を除外し、「許されない」行為と思う比率について、東京都調査及び名古屋市調査の数値を、今回のA県調査の数値と比較して見てみよう。すると、上記の表にみられるとおり、すべての項目において、A県における「許されない」行為であるとの認識度は、東京都及び名古屋市のそれよりも低くなっている。特に、東京及び名古屋に比して、「気が進まないのに性的行為をする」と「外出、交友関係、電話などを細かくチェックする」は著しく低率となっている。また、名古屋市と比較すると、「外出や、実家・友人とのつきあいを制限する」「命令するような口調でものを言う」「家計費などお金の使いみちを細かく報告させる」も顕著に低くなっている。

このように「許されない」行為との認識度＝DVであるとの認識度（DVという言葉は使っていないとしても）が低いことが、前節4で見たA県におけるDV被害経験率＝DVの発生率の高さの基盤の一つになっていることが考えられるのである。「許されない」行為と認識していなければ、人はその行為を行うことに躊躇しないであろう。

なお、いま一つA県の特徴として指摘できることは、「許されない」行為との認識度において男女間の差が小さいことである。たとえば、「妻（パートナー）が病気の時でも、家事をしなかったり、妻（パートナー）に家事をさせたりする」行為を「許されない」行為と見なす認識度において、名古屋市の場合は男女間に大きな差が見られ

のに対して、A県の場合は差が小さく、しかも名古屋市とは逆に男性の認識度の方が高くなっている。こうして、A県の場合は、東京や名古屋などの都会と比べて、男女間の差が小さく両者ともにDVの認識度が低いことが認められ、そして、このことが、上述のように、A県におけるDVの（都会並みの）高率発生をもたらしている要因の1つでると考えられるのである。

6. A県におけるDV発生率の要因・条件・背景

第4節で見たように、A県での女性の受けるDVの発生率は、総じて全国平均よりも高く、東京に匹敵する。また、『夫、前夫、同棲相手、恋人、元恋人』など、一定期間親密な関係にある（あった）男性」からの女性に対する暴力について調べた名古屋市調査と比較した場合にも、①「つきあい制限」名古屋18.4%、A県19.6%、②「外出、電話などを細かくチェック」名古屋17.7%、A県17.2%、③「命令するような口調で言う」名古屋39.5%、A県32.8%、④「お金の使いみちを細かく報告させる」名古屋13.5%、A県13.2%、⑤「病気の時でも家事をしない」名古屋23.5%、A県23.0%、⑥「誰のおかげで食べられるんだなどと言う」名古屋15.9%、A県16.3%、⑦「大切なものをわざと壊す」名古屋7.7%、A県6.5%、⑧「家の外やベランダに閉め出す」名古屋4.0%、A県3.3%、⑨「なぐるふりなどしておどかす」名古屋25.5%、A県21.8%、⑩「骨折したり、鼓膜がやぶれたりするほどの暴力をふるう（名古屋）」「立ち上がれなくなるほど、なぐったり蹴ったりする（A県）」名古屋1.5%、A県5.5%、⑪「気が進まないのに、性行為をする」名古屋31.1%、A県39.0%、⑫「避妊に協力しない」名古屋16.4%、A県12.0%、となっており、名古屋市とA県とのDVの発生率は驚くほど一致している。対応可能な上記12項目のう

ち下線を付した4項目についてはA県の発生率が上回っている〔図1〕(名古屋市 2000: 54-55)。つまり、A県における女性に対するDVの発生率は、全国平均を上回り、都会である名古屋市や東京都並であると言える。(ちなみに、女性の全体的なDV被害経験率〔どれか1つでも経験のある女性の比率〕を、名古屋市とA県とで比較すると、名古屋市61.9%に対して、A県66.7%で、僅かであるがA県の経験率の方が高くなっている〔名古屋市 2000: 53〕。)

このような都会並に高率な女性へのDVの発生は、どのような要因・条件・背景によってもたらされているのであろうか。以下、今回のA県調査のデータに表れたものから読み取れる要因・条件・背景などをアトランダムに挙げていく。

(1) DVの認識度の低さ

第1に、前節5で見たように、親密な関係の中で相手を傷つける可能性のある行為を、「許されない」行為と見なす認識度が、A県の場合、男女ともに低いことが挙げられる。男性の側で「許されない」行為との認識度が低いことは、男性におけるDVへの内的抑止力を低下させ、また、女性の側でその認識度の低いことは、女性におけるDVへの無防備性を生み出す。

事実、図5に見られるように、極端に度数の少ない場合を除いてほぼ全ての被害項目について、当該行為を「許されない」行為と見なす認識を持つ女性においては、その行為を受ける比率が、それを「許される」行為と認識している女性に比して、低くなっているのである。

(2) 家族・夫婦に関する価値意識要因

(2)-1. 性別役割分業に対する否定意識の強さ

図6から図9を見ると、「夫は仕事を、妻は家事・育児を優先した方がよい」・「家族のリーダーシップは、夫が取るのがよい」と見なす、性別役割分業のシステムを肯定する意識を持つ女性にお

いてDV被害経験率が低く、反面、それを否定する意識を持つ女性にDV被害経験率が高くなっていることが分かる。

名古屋市調査において「夫は仕事を、妻は家事・育児を分担するのがよい」について「そう思わない」21.8% (女性26.4%, 男性15.9%), 東京都調査において「夫は仕事、女性は家事・育児」という考え方について「そう思わない」28.1% (女性29.7%, 男性26.1%) であるのに対して、今回のA県調査では「夫は仕事を、妻は家事・育児を優先した方がよい」について「そう思わない」17.9% (女性21.6%, 男性14.1%) となっており、A県においては、名古屋市や東京都と比べると、性別役割分業をきっぱり否定する意識において弱体であると言える。逆に、性別役割分業を肯定する意識は、名古屋市の場合55.7% (女性48.4%, 男性65.0%), 東京都の場合50.6% (女性46.1%, 男性56.1%) であるのに対して、A県の場合は64.1% (女性60.6%, 男性67.8%) であり、両者に比べて強い(東京都 1998: 179; 名古屋市 2000: 14)。

このように性別役割分業を肯定する意識は強く、それをきっぱり否定する意識の弱いA県では、性別役割分業に否定的な意識を持つ女性は、「女らしくない」生意気な女性として、男たちの反発をかいDVを受ける比率が高まるのに対して、それに肯定的な意識を持つ女性は、「女らしい」従順な女性として、男たちの役割期待にもよく応えDVの被害率は低くなるものと考えられる。性別役割分業のシステムは、1999年施行の「男女共同参画社会基本法」でも、それを反映する制度又は慣行が「男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがある」(関 2001: 143)として、その克服が課題として示唆されているのであるが、A県では皮肉にも、性別役割分業システムに賛同する保守的な女性が、男性からの役割期待に忠実な女性として、DV被害を免れているという現状があるのである。

(2)-2. 性的自己決定に対する肯定意識の強さ
「結婚したら、妻には夫とセックスする義務がある」という意見に賛同する意識は、女性の性的自己決定・性的自由を否定する意識であると言える。図8と図9を見ると、この性的自己決定・性的自由を否定する意識を持つ女性（＝「そう思う」と回答した女性）の方が、それを肯定する意識を持つ女性（＝「そう思わない」と回答した女性）よりも、性的暴力やネグレクトを受ける比率が低いという結果が出ている。別言すれば、性的自己決定・性的自由に対して肯定意識を持つ女性は、性的自己決定・性的自由に対して否定意識を持つ女性に比して、性的暴力やネグレクトを受けやすいという結果になっている。

これは、性別役割分業意識について述べたことと同様な理由に基づくものであり、つまり、「夫とのセックス」を義務として肯定して、性的場面で夫・パートナーの期待に従順に応える女性ほどDV特に性的暴力とネグレクトを免れ、逆に、それを義務と考えず性的自己決定・性的自由を（無意識的にせよ）主張する女性ほど「可愛くない」女性として男性からのDVに遭いやすいということを物語っている。

総じて、男性社会の色彩を残存させるA県の社会では、女性に割り当てられた男性社会の役割パターンからはずれた意識を持つ（そして行動する）女性は、男性から制裁の意味合いを含めてDVを加えられる、というニュアンスを読み取ることができるのである。（ちなみに、女性に性的自己決定・性的自由を認める思想は今や国際社会の趨勢となっている。）

(2)-3. 被害者の「落ち度」意識の強さ

図7を見ると、「妻に落ち度があるなど、夫からの暴力は受ける側に問題があることも多い」という意見に賛成の女性は、夫・パートナーから身体的暴力を受けた比率が、その意見に反対の女性よりも高くなっている（前者31.4%、後者24.2%）。図には出ていないが、男性の場合も、この意見に

賛成の男性の9.8%が妻・パートナーに対して身体的暴力をふるった経験を持っているのに対して、この意見に反対の男性の場合はその経験を持つ者は5.2%にすぎない、となっている。

暴力の責任の一端を犠牲者の側に負わせる思想は、依然として、わが国に根強く、A県の場合、女性27.4%、男性24.3%、全体25.9%にそれが見られる（図10、図11）。

このような犠牲者の側に責任の一端を帰する意識を、男性の側が持つと、「受ける側が悪い」からだ、他者に対する暴力行為をためらわないし、そして、自分のふるった暴力行為を「相手のせいだ」と正当化してそれを繰り返す。また、女性の側にそうした意識があると、暴力を甘受する雰囲気生まれ、暴力を受けやすい無防備性を備えてしまう。また、暴力を受けた場合も、怒りを加害者ではなく自分に向けて、そのような「暴力を誘発した」自分を責めることになる。そのような自罰的で無抵抗な女性を標的に、男たちは再度の暴力をふるうことになる。

そして、社会に根強い、暴力の責任の一端を犠牲者の側に負わせる文化は、そのような意識を持った男女を再生産しつつづけているのである。

(2)-4. 「当事者で解決」意識の弱さ＝当事者主義の傾向への離反意識の強さ

図6を見ると、「夫婦間のもめ事は、当事者で解決するべきである」と「思っている」女性は、「そう思わない」女性よりも、夫・パートナーからの精神的暴力の被害経験率が低くなっている（前者56.1%、後者63.1%）。もっとも、両者間の被害経験率の差は僅少で統計的に有意とはいえないが、しかし、この傾向は、身体的暴力、性的暴力、ネグレクトの場合にも認められ、いずれのケースにおいても、「当事者で解決するべきである」と「思っている」女性の方が被害経験率が低くなっている（各25.6%対27.7%、41.6%対46.2%、26.5%対30.8%）。

一方、図10及び図11によって、「当事者で解

決」についての A 県における意見分布の現状を見ると、「夫婦間のもめ事は、当事者で解決すべきである」について「そう思う」と回答した者は、実に 86.7%（女性 81.9%，男性 91.6）にのぼっている。これに対して、東京都調査では、「夫が妻に、けがを負わせるほどの暴力をふるったときの対応の仕方」について、「当事者や家族のあいだで解決するよう努力すべきだ」と回答した女性の比率は 59.9% にすぎない（東京都 1998: 23）。質問文が違うので正確な比較はできないが、「当事者で解決」の比率は A 県において高くなっている、と言えよう。

「当事者で解決」に賛成派の女性の暴力被害経験率は低く、そして、A 県においては賛成派が多いということであれば、A 県では女性の暴力被害経験率は低くなるはずであるが、実際には全国平均を上回り大都会並の発生率を示している。これはなぜだろうか。

ここで、賛成派 81.9% の女性のうち半数以上の 56.1% が精神的暴力を受けていることに注目すべきである [図 6]。また、賛成派の 25.6% が身体的暴力を、41.6% が性的暴力を、26.5% がネグレクトを経験していることに注目すべきである [図省略]。つまり、賛成派の絶対数の多さが、否定派に比して賛成派の被害経験率が相対的に低いにもかかわらず、A 県における暴力被害経験率を押し上げていることが考えられるのである。

それにしても、なぜ「当事者で解決」に賛成派の女性の暴力被害経験率は低率で、否定派の女性のそれは高率なのであるか。わが国では、概して、世間体を重視する文化（「家族のもめ事を外に持ち出すのは我が家の恥！」という恥の文化の一種）とも相まって、特に家族内の出来事は家族内で解決を図ろうとする当事者主義の傾向が強く、とりわけ A 県では上記の数字に表れているようにその傾向が顕著であるわけだが、女性たちが、このような伝統的文化に根ざす強固な傾向に離反する

意識をもち、伝統的な役割期待に逆行した意識・思想を抱くことは、しばしば男たちを含む社会の反発を招くことになる。逆に、こうした伝統的な役割期待に忠実で当事者主義の枠の中で問題を解決しようとする志向を持つ女性たちは、伝統的な価値パターンに従順な女性として、社会から受容されるであろう。このことが、賛成派の女性の暴力被害は低率で、否定派の女性のそれは高率という統計的数値に繋がっていると理解できるのである。

しかし、同時に、夫・パートナーとの間に生じる「葛藤＝もめ事」は、それをもっぱら当事者間だけで解決を図ろうとすると、却って問題をこじらせ、それがひいては「暴力」にまで至ることがあるという事実も認識しておく必要がある。親密な関係の中で生まれる葛藤は、もっぱら「当事者で解決」を図ろうとするのではなく、友人や同僚などと相談したり、その他コミュニティの資源などを活用して、それが現実的暴力にまで発展する前の段階で解消することが必要である。夫やパートナーとの間でむしろ必然的に生じる葛藤の解決のためには、日本の伝統文化に根ざす当事者主義を克服して、それをあえて外に出す、場合によっては公的機関や専門家の助けをも借りるという姿勢が、とりわけ家族やコミュニティの人間関係が薄れ、当事者間では問題解決が難しくなっている現在においては、重要となっているのではないだろうか。

(3) 女性が仕事に就いていること

図 6～図 9 を見ると、精神的暴力、身体的暴力、性的暴力、ネグレクトのいずれについても、有職の女性の方が、無職の女性よりも、DV 被害経験率が高くなっている。

この現象については、「(2)-1. 性別役割分業に対する否定意識の強さ」のところで述べた理由がほぼそのまま妥当する。

現代日本における性別役割分担意識は、欧米先

進諸国と比べると、依然として強く、1992年の東京都「女性問題に関する国際比較調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」の考え方について、賛成派が、日本 55.6%に対して、アメリカ 23.7%、イギリス 20.3%、フランス 22.4%、ドイツ 24.8%、スウェーデン 12.8%にすぎない（婦人教育研究会 2000: 123）。特に男性の当該意識は強い。A 県の場合、この性別役割分担意識が名古屋市や東京都と比べて強いことは(2)-1ですで見たとところであるが、全国平均と比べてもかなり強い。1997年の総理府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、賛成派は 57.8%（女性 51.9%、男性 64.9%）、2000年の内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、賛成派は、25.0%（女性 21.4%、男性 29.6%）であるのに対して、今回の A 県調査の場合、「夫は仕事を、妻は家事・育児を優先した方がよい」の考え方について、賛成派は、64.1%（女性 60.6%、男性 67.8%）にのぼっている（婦人教育研究会 2000: 123; 内閣府 2001: 43）。A 県では実に女性の 6 割、男性の 7 割弱が性別役割分担を肯定する意識を持っていることになる。

このような性別役割分担意識の根強い A 県において、女性が仕事を持ち、その分、伝統的に女性に期待されている役割の遂行に不十分さが生じることは、社会からの、特に男性からのリアクションを随伴するにちがいない。もっとも、わが国では、妻が仕事を持つ場合でも、また専業主婦の場合でも、家事、介護・看護、育児、買い物などの家事関連労働はもっぱら女性が分担しており、夫の家事関連労働時間は、1週間の平均で1日当たり、共働き世帯で20分、専業主婦の世帯で27分と両者に殆ど差はない（内閣府 2001: 43）。それでも、共働き家庭の場合、妻は1週間の1日当たり平均で4時間30分の職業労働をこなしており、

それだけ伝統的な女性役割の遂行には、男性から見れば不十分と感じられる点が生じることは避けがたい。このような伝統的な女性役割の遂行における不十分と感じられる面についての男性側の不満の蓄積が、場合によってはDVという形をとって表出することが考えられる。このことが、有職女性のDV被害経験率の高さとなって表れていることが想定できるのである。

しかし、女性の社会進出は時代の趨勢であり、少子高齢化の下、女性の職業役割の分担なくして日本経済は立ち行かなくなっている。事実、1998年現在で、女性15歳以上人口の中で、就業者女性の占める比率は48.1%で、家事専門の30.3%を大きく上回っている（井上・江原編 1999: 91）。また、雇用者全体に占める女性雇用者の割合も、1985年の35.9%から2000年の40.0%へと大きく増加している（内閣府 2001: 21）。ちなみに、今回の A 県調査においても、有職女性の比率は56.6%と過半に達し、家事専門は25.1%にすぎなかった（他に、学生、年金生活者などの無職者が18.3%）。こういう現況において、女性が仕事を持ち、それに伴い多少なりとも家族役割を中心とする女性の伝統的役割の遂行が不十分になることが、男性による暴力を招来するという事態は、克服すべき課題となるであろう。

(4) 社会生活の中で性的被害経験を持つこと

図12～図13に見るとおり、今回の A 県調査の女性回答者の中には、社会生活の中で、子ども時代および／または成人期に、DV以外の、痴漢やストーキング、セクシュアル・ハラスメント、レイプ及びその未遂、買春行為などの性的被害を経験した者がいる。

そして、社会生活においてこれらのDV以外の被害経験を持つ女性は、DVにおける精神的暴力、身体的暴力、性的暴力、ネグレクトの全てにおいて被害化率が高いという集計結果が得られたのである〔図6～図9〕。

このことは、何を意味しているのでしょうか。暴力は、DV や上記の DV 以外の様々な暴力など種々のタイプに分類されるが、これらのものは全て暴力として暴力連続体を構成している。これらの様々な暴力は、相互に独立した別個の形態の暴力を構成するのではなく、男性による女性に対する威嚇と暴力を共通の要素として、相互に移行変換しあい、一つの暴力の受難は別の暴力の受難に繋がるという意味で、コンティニューム（連続体）をなしているのである（鐘ヶ江・廣瀬編 1994: 157-159）。

暴力を受けた被害者は、特に子ども時代に暴力を受けた被害者は、その被害経験に基づいて、被害者の役割を内面化し、その後被害者の役割を演じつづけることが多い。子ども時代に性的虐待を受けた被害者は、その経験により自己概念、世界観、感情能力を歪められ、自分は被害者たるにふさわしい人間だと定義する自己概念、この世では被害を受けるのが当然と見なす世界観、被害による痛みを解離しそれに無感覚となる感情的麻痺状態が形成され、それに伴い被害者としての自己を樹立し、その後被害者として振る舞いつづけるのである。この傾向は被害を子ども時代に受けた場合に顕著となるが、成人期に達して被害を受けた場合でも妥当する。このことが、一つの暴力の被害経験が別の被害経験に移行変換し、暴力被害が相互に連鎖し、いわゆる「トラウマの複合」（＝トラウマがトラウマを呼ぶ形で被害が重ねられていくこと）を生み出すのである（村本 2001: 101-106; 石川 1998: 92-95）。このように諸々の暴力は、相互に連鎖し合い、ある暴力被害は別の暴力の引き金になるという意味で、コンティニューム（連続体）を形作っている。

本調査で、DV の全ての形態において他の暴力の被害経験者に DV 被害化率が高いという結果が出たのは、このように様々な暴力の被害が互いに因となり果となり、その意味で諸種の暴力が一つのコンティニュームを構成しているからであ

る。子ども時代の性的虐待の被害経験は、家庭を持っての DV の被害経験につながり、その DV 被害経験は職場におけるセクシュアル・ハラスメント被害につながる、そして、このセクシュアル・ハラスメント被害経験は DV 被害をさらに強化する——このように暴力被害は連鎖し連続するのである。初発の暴力被害を防止することはもとより重要なことであるが、ひとたび暴力被害が発生した場合にはこのような暴力被害の連鎖をどこかで断ち切ることが一つの重要な課題となるであろう。

* * *

以上、A 県における DV 発生の要因・条件・背景となっているものを、今回の A 県調査のデータに基づいて検討してきた。もちろん、ここで挙げた要因・条件・背景のほかにも様々な要因・条件・背景があり、それらが複雑に絡み合いながら A 県における高率の DV を生み出しているであろう。

ただ、これまでのデータ分析を通して、A 県の DV 被害状況について明確な基本図式が浮かび上がってきた、と言える。それは、A 県では、旧来のとりわけジェンダーに関わる伝統的パターンから脱出しようとする意欲と意識を持った革新的な女性が、その生活実践の中で、伝統的パターンを維持しようとする男性社会からのリアクションとして、特に守旧的な志向を持った男性から DV を受けているという構図である。

社会というものは、慣性の原理に則り、旧来のパターンを維持し、そのことによって社会の均衡を保とうとする傾向を持っている。そのパターンから脱却し、あるいはそのパターンを革新しようとする試みに対しては、激しい対抗リアクションが浴びせられるのが常である。男性社会の伝統的パターンからの脱出を試みる革新的な女性に対して DV が加えられるという状況は、男性社会からのそのような対抗リアクションの一環と見ることもできる。

しかし、男性社会の超克と、ジェンダー・フリー社会の確立への動きは、国際社会のうねりであり、日本社会の動向ともなっている。男性社会の伝統的パターンを超えようとする女性に対して暴力をふるい、その動きを封じようとする行為は、女性への重大な人権侵害行為であることはもとより、この意味で世界や日本のうねり・動向に逆行する行為であることを、十分に認識する必要があるであろう。

7. A 県における DV 被害の影響

今回の A 県調査では、最も傷ついた DV 被害についていくつかの設問を行っている。これに対する回答を基に、特に DV 被害が女性に及ぼす影響について簡単に考察しておく。

(1) 最も傷つけた DV 被害

図 14 には、女性における「最も傷ついた行為」の「選択率」が示されている。これは、それぞれの DV 被害項目ごとに、また、被害類型ごとに、受けた被害の全体の中で、被害者女性が意識平面で「最も傷ついた」と捉えた被害の割合を示している。

被害項目別に見ると、最も選択率が高いのは「浮気」で 45.7%、以下、「殴る・蹴る」34.8%、「大声でどなる」21.4%、「気が進まないのに性行為」20.9%等々となつづいている。

ここで、被害暴力の類型別に見ると、精神的暴力が 64.1%と最も選択率が高く、身体的暴力の 24.5%を大きく上回っていることに注意すべきである。被害項目別に見ても、「浮気」「大声でどなる」「誰のおかげで食べられるんだ、バカ、役立たず、などと言う」「外出や、実家・友人とのつきあいを制限する」などの、精神的暴力に属する被害項目が高い選択率を示している。

言葉の暴力を中核とする精神的暴力が、一般にしばしば軽微と思われているにもかかわらず、実

際は意識平面においてであれ、女性において「最も傷ついた行為」として受け取られる比率の高い暴力であることを留意しておく必要がある。

ちなみに、図 15 における加害者男性側の「最も記憶に残っている行為」の選択率は、項目別に見ても、類型別に見ても、一様に、図 14 における女性の場合の「最も傷ついた行為」の選択率よりも高くなっているが、これは、母数となる、男性の申告した加害行為数が少なかったことによるものであり、男性が行ったある種・類型の行為について、それから女性が傷つけられる度合いよりも、加害者男性がそれについて記憶する度合いのほうが高いということを意味しない。

(2) 最も傷ついた行為を受けた時の対応

図 16 には、女性が夫・パートナーから最も傷ついた行為を受けた時の対応の状況が示されている。「言い返し・言葉で拒絶」と「抵抗・反撃」を積極的対応、「不服従・無視」と「逃げた・逃げようとした」を中間的対応、「相手に合わせる・怒らせないように努力」と「謝った」と「何もせず・時間の過ぎるのを待った」を消極的対応とすると、積極的対応 38.4%、中間的対応 14.8%、消極的対応 40.9%となり、消極的対応が最も高い比率を占める。

被害暴力の類型別に見ると、精神的暴力の場合は積極的対応 42.8%、中間的対応 12.5%、消極的対応 38.9%、身体的暴力の場合は積極的対応 30.7%、中間的対応 30.7%、消極的対応 38.5%、性的暴力の場合は積極的対応 35.9%、中間的対応 23.1%、消極的対応 35.8%、ネグレクトの場合は積極的対応 25.0%、中間的対応 0.0%、消極的対応 70.0%、となっている。積極的対応の比率が最も高いのは精神的暴力で、消極的対応の比率が最も高いのはネグレクトである。

名古屋市調査においては、積極的対応（「言い返した。抵抗した。反撃した」）48.6%、中間的対応（「その場から逃げようとした・逃げた」「口

をきかなくなった。食事を別にした) 24.6%，消極的対応（「相手に合わせたり，相手を怒らせないように努力した」）33.2%，となっている（名古屋市 2000: 81）。選択肢の数が違い，かつ A 県調査の場合単数回答であるのに対して名古屋市調査の場合は複数回答（基数＝回答者数，合計は 100%を越える）であるので厳密な比較はできないが，名古屋市に比べると，A 県の場合は消極的対応の比率が高く，積極的対応と中間的対応の比率は低くなっている。

2001 年に東北地方の町村部在住の 20 歳～75 歳の有配偶女性を対象にして実施された東北農村地域調査では，積極的対応（「言い返した。抵抗した。反撃した」）47.7%，中間的対応（「その場から逃げようとした・逃げた」「口をきかなくなった。食事を別にした」）33.4%，消極的対応（「相手に合わせたり，相手を怒らせないように努力した」「何もしなかった」）46.6%，となっている（坂本 2002: 62）。やはり選択肢の数が違い，かつ東北農村地域調査の場合は複数回答（基数＝回答者数，合計は 100%を越える）なので厳密な比較はできないが，東北農村地域と比べると，A 県の場合積極的，中間的，消極的の全ての対応において低率となっている。

積極的対応については，選択肢の内容が上記 3 つの調査で相互に一致しており，かつ，これについての比率は複数回答か単数回答かによってあまり左右されないと考えられるので（3 調査とも，当該比率は回答者中積極的対応を選んだ者の比率を示す。ただし，A 県調査以外の場合は，積極的対応を選んだ者の中に同時に中間的対応も選んだ者が含まれている可能性が想定できる。しかし同時に消極的対応も選んだ者がいることは想定できない），これについて 3 つの調査結果を比較すると，A 県の場合が名古屋市はもとより東北農村地域と比しても積極的対応の比率はるかに低くなっている。A 県における DV の主たる標的は，男性社会の伝統的パターンからの離脱を試みる革新

的な女性であったが，そのような女性にしても，DV に遭った時には積極果敢な対応ができず，消極的対応を取らざるをえないという，現在の A 県の女性の置かれた立場が，以上の調査結果から浮かび上がってくるであろう。

そして，暴力被害に遭遇した時に，積極果敢な対応によって，怒りを加害者に向けて解放しえていない場合には，怒りは内向し自己破壊へと向かい，それは種々の精神障害などとしてやがて表出されてくるのが，別の調査などによって明らかにされているのである（石川 1995）。

（3）最も傷ついた行為を受けた時の離婚・別居意思

夫・パートナーから最も傷ついた DV の行為を受けた時，31.4%の女性が「別れる」ことを考えている。特にその最も傷ついた DV の行為が身体的暴力である場合は，61.5%の女性が「別れる」ことを考えている。また，有職・無職の別では，「別れる」ことを考えたのは，有職女性 33.1%，無職女性 28.7%で，僅かに有職女性の方が多くなっている [図 17]。

名古屋市調査の場合には，最も傷ついた行為に限定されていないにもかかわらず，21.5%の DV 被害女性が「別れることを考えた。離婚や別居を考えた」と回答している（名古屋市 2000: 81）。また，東北農村地域調査でも，同じく最も傷ついた行為に限定されていないのに，33.8%もの DV 被害女性が「別れることを考えた。離婚や別居を考えた」と回答している（坂本 2002: 62）。A 県調査の場合，「最も傷ついた行為を受けた時」という限定が付いていることを考慮すると，相対的に見て，離婚・別居意思を持った女性の比率は決して高くない，と言える。

「別れる」ことを考えた場合に感じた不安や悩みは，「子どものこと」が最も多く 69.7%，次いで「経済的な面」と「親やきょうだいへの迷惑」で共に 39.5%であった [図 18]。東北調査では，

「子どものこと」70.5%、「経済的な面」36.1%、「世間体を考えた」30.6%となっている(坂本 2002: 62)。

血縁の結びつきの強い A 県では、DV を受けて「別れる」ことを考えた場合、「親やきょうだいへの迷惑」ということを考えるが、だからといって経済的に親やきょうだいに依存できるわけではなく「経済的な面」での不安は大きい。何よりも、親権や子どもの意思、子どもの養育環境や子どもの将来のことなど「子どものこと」で思い悩む。結局、DV 被害を受けて「別れる」ことを考えても離婚・別居は思い留まる——A 県の離婚率は新潟県につづいて日本で 2 番目に低く、東京都の 2.27 に対して 1.38 にすぎない——(総務省統計局 2001: 24)。このような DV 被害女性の離婚・別居をめぐる思いが調査結果から伝わってくるであろう。

(4) 最も傷ついた行為の初発時期・継続期間

A 県調査では、最も傷ついた行為が最初に起こった時期は、「付き合い始めてから 1 年未満の間」17.4%、「1 年以上～3 年未満の間」16.9%、「3 年以上～10 年未満の間」21.9%、「付き合い始めてから 10 年以上たってから」20.7%、となっている。精神的暴力は「3 年以上～10 年未満の間」(23.7%)、身体的暴力は「1 年以上～3 年未満の間」(30.8%)、性的暴力は「3 年以上～10 年未満の間」(23.1%)、ネグレクトは「付き合い始めてから 10 年以上たってから」(25.0%) がそれぞれ最も多い [図 19]。

この初発時期に関する数値を見ると、被害者に重い傷を与えるような DV が、付き合いの最初の頃から 10 年を超える時期に至るまで、17～22% の振幅で絶えず発生していることが分かる。夫婦の場合であれば、新婚の頃から中高年期に及ぶまで、夫による妻に対する深刻な暴力が発生する危険性が間断なく存在しつづけているということになる。いわば DV の危険性は家族発達の全て

の段階に潜んでいると言えるのである。

また、A 県調査では、このようにして始まった最も傷ついた行為の継続期間は、「1 回だけ」31.8%、「1 週間未満～6 か月未満」15.7%、「6 か月～2 年未満」7.0%、「2 年～5 年未満」6.6%、「5 年～10 年未満」4.5%、「10 年～20 年未満」7.9%、「20 年以上」10.3%となっている。DV の 4 つの類型全てにおいて「1 回だけ」が一番多く、特に性的暴力の場合は 35.9% を占める。一方、「20 年以上」は、身体的暴力において最も多く 19.2%、以下、性的暴力 15.4%、ネグレクト 15.0% とつづいている [図 20]。

東北農村地域調査においては、夫からの「一番長く続いた、または、続いている」DV 行為という限定付きであるが、「1 年未満」19.3%、「1 年以上 3 年未満」7.3%、「3 年以上 5 年未満」4.5%、「5 年以上 10 年未満」6.2%、「10 年以上 20 年未満」9.5%、「20 年以上」12.0%、「その他」28.7%、となっている(坂本 2002: 60)。

「最も傷ついた」と「一番長く続いた」とは同じでなく、「長く続いた」行為が必ずしも「最も傷ついた」行為になるとは限らないわけだが、それでも両調査における DV 継続期間は驚くほどよく似ている。そして、「10 年～20 年未満」継続の被害が A 県で 7.9%、東北農村地域で 9.5%、「20 年以上」にわたる被害が A 県で 10.3%、東北農村地域で 12.0% をそれぞれ占めていることは注目に値する。

「1 回だけ」の限局性外傷事件が深刻な影響を及ぼし、被害者に癒すことの困難な後遺症をもたらすこともしばしば見受けられるが——その意味で、「1 回だけ」の暴力被害を軽く見ることはできないのであるが——、長年継続する長期反復性外傷は、一層複雑な長期反復性外傷群、つまりジュディス・L・ハーマンの「複雑性外傷後ストレス障害(複雑性 PTSD)」あるいはヴァン・デア・コークの「複合型 PTSD」をもたらすことが多いとされる(Herman 1992=1996: 181-201; van der

Kolk 1994: 148)。そして、このような複雑性（複合型）PTSDに罹患した場合はそれからの回復は困難をきわめるのである。

この意味で、「最も傷ついた」行為や「一番長く続いた」行為の中であれ、長期反復性外傷に相当する「10年～20年未満」や「20年以上」のDV行為の占める比率が、上記のようにA県において20%弱、東北農村地域において20%強を占めている事実は看過できないであろう。

(5) 最も傷ついた行為を受けた後の被害者への影響

夫・パートナーから最も傷ついたDV行為を受けた後に被害者に表れた影響としては、図21に見るように、「絶望感や無力感を持った」が一番多く31.0%、以下、「だるい、頭痛、不眠など、心身の不調」21.9%、「自分は独りぼっちと思うようになった」19.8%、「仕返ししてやりたい」19.0%、「相手と上下・主従関係にあることを実感」17.8%などにつづいている。何らかの影響が「あった」と回答した者は59.5%、何の影響も「なかった」と回答した者は40.5%であり、6割弱がDVの影響を自覚できている。何の影響も「なかった」と回答した4割強の者の中には、文字通り影響が無いのではなく、防衛機制によって、DVの影響・痛みを否認・抑圧・解離して、その影響・痛みに無自覚になっているだけである者が含まれているであろうことに留意しておく必要がある。

北海道内に居住する18歳以上の男女を対象に実施された「女性に対する暴力」実態調査（2000年）における女性対象調査においては、夫・パートナーから受けた暴力被害の結果、被害者自身に生じた影響としては、「絶望感や無力感を感じた」15.3%、「離婚や別れることを決意した」10.7%、「その他、自分自身に悪い影響があったと思う」10.3%、「あざ、骨折、火傷などのけがをした」8.5%、「不眠、食欲不振、脱毛などの後遺症に悩まされた」7.2%、「恐怖感や命の危険を感じた」

5.7%、「友人関係や親戚づきあいなど対人関係に自信がもてなくなった」4.6%、「子どもにつらくあたるようになった」3.5%、「逃げた」3.5%、「医師の治療を受けた」2.9%、「酒やたばこなどをやめられなくなった」2.9%、「子ども以外の同居家族につらくあたるようになった」1.5%、となっている〔複数回答。最も傷ついた被害の影響に限定されない。％は、DV被害経験を持つ女性543名中の項目別選択数の割合〕（北海道 2001: 49）。

DV及びその他の暴力を受けた被害者は、被害時またはその後4週間内に急性ストレス障害（ASD）を発症することがある。これは、現実感消失などの解離性症状、外傷的出来事の夢などによる再体験、外傷を想起させる刺激の回避、強い不安症状または覚醒の亢進、の諸症状からなる。これらのASDの症状が1か月以上持続する場合には外傷後ストレス障害（PTSD）へと移行している可能性がある。これは、外傷的出来事の再体験、外傷と関連した刺激の持続的回避と全般的反応性の麻痺、持続的な覚醒亢進症状、の諸症状からなる。このPTSDの症状は、通常3か月以内に始まるが、数か月または数年も遅れて発現する場合もある。暴力が反復・持続し長期反復性外傷となる場合は、先述した複雑性（複合型）PTSDが発症することもある。以上のASDとPTSDをきっかけに、ストレスによって、抑鬱、心気症、パニック障害、恐怖症、アルコール・薬物依存、急性錯乱・被害妄想等の精神病状態などの「複合反応」が発生することもある。さらに、これらとは別に、援助専門家等の助けを求めず、事件そのものを隠蔽しようとする「サイレント反応」が多発する（石川 2003; 斎藤 1998: 98-99）。

A県調査における、「絶望感や無力感」「だるい、頭痛、不眠など、心身の不調」「独りぼっちと思う」「仕返ししてやりたい」「自分はダメな人間だと思う」「外出できない」「ギャンブル依存や買い物依存」「薬物・酒・たばこ依存」「相手を殺し

てやりたいと思う」「摂食障害」の諸項目は、上記の ASD, PTSD, 複雑性（複合型）PTSD, 複合反応を構成する諸症状である可能性がある。そして、このような諸症状を訴える回答者が約半数にのぼっているのである。にもかかわらず、「精神科や心療内科を受診したり、カウンセリングを受けた」者は僅か 3.3% にすぎない [図 21]。このことは強く銘記しておくべき点である。

なお、「私がこの人を支えなければと思うようになった」という回答が 8.3% を数えるが、このように思うようになったことは、被害女性が加害者の男性と「共依存」関係にあることを示唆している。つまり、暴力をふるう男性を支えることで、自分がその男性にとって必要とされる存在になろうとする関係である。「他人から必要とされる必要」(斎藤編 1999: 6) が、暴力男性から男性自身を支える存在として必要とされることによって満たされる関係とも言える。このような「共依存」関係を示唆する回答が 1 割弱を占めていることにも注意を払うべきである。

(6) DV の子どもへの影響

最も傷ついた DV 行為を受けた時、子ども (20 歳未満) と同居していた者が 71.9%, うち、子どもが母親=妻への DV を見ていたケースが 28.7% を占める。

DV を受けた母親=妻が、DV によるストレスを子どもにぶっつけ、子どもに当たってしまったケースが 19.0%, また、夫=父親が、妻=母親への DV だけでなく、その後子どもに対しても虐待を行ったケースが 6.9%, を数える。

そんなことの結果、子どもが「心配したり、おびえるようになった」(8.6%) り、「乱暴な言動など、問題行動を起こすようになった」(3.4%) り、「その他、子どもに悪い影響があった」(9.2%) りしているのである [図 22, 図 23. 複数回答。基数は回答者数]。

北海道調査では、「子どもが見ていた」31.1%,

「子どもが心配、おびえる」15.9%, 「その他、子どもに悪い影響」11.4%, 「夫・パートナーが子どもにも暴力を行うようになった」8.0%, 「子ども以外の同居家族に悪い影響」3.8%, 「夫・パートナーが子ども以外の同居家族にも暴力を行うようになった」1.5%, となっている (北海道 2001: 48)。

以上の A 県、北海道の両調査の結果に見られるように、夫・パートナーの妻・パートナーに対する DV は、親密な関係の中での男性の家父長的権力に主として基づいている限り、暴力は、妻・パートナーに対してのみならず、彼の支配下にある子ども、その他の弱い立場にいる同居家族などにも向けられることがある。両調査では、妻・パートナーへの夫の暴力がエスカレートして、子どもなど同居家族に向けられるようになった場合を捉えているが、逆に、子どもへの暴力がエスカレートして妻・パートナーに向けられるようになる場合もある。

夫・パートナーから暴力=DV を受けた妻=母親は、暴力受難から来る怒りの捌け口を求めて、今度は、自分よりさらに弱い立場にある子どもに対して暴力をふるうようになる。そのような夫婦 (パートナー) 関係と親子関係の中で育った子どもは、これらの関係をモデルとして学習し、とりわけそれらの関係の中で受けた心の傷を十分に癒しえないままに成長した場合——このように成長し大人になった子どもをアダルト・チルドレンという——、結婚して家庭を持つと、両親の持った夫婦関係・親子関係と同様の関係を、自らの作った生殖家族の中で繰り返す。

暴力は、夫から妻へと家族内でヨコに同代的に連鎖し、さらに、親から子どもへとタテに代代的に連鎖するのである。したがって、DV への援助は、夫婦のヨコの関係と親子のタテの関係の全体を視野に入れた、空間軸と時間軸とを共に組み込んだ援助でなければならないという困難な課題を課せられることになるであろう。

8. 夫・パートナーによるDV被害についての相談

A県調査では、夫・パートナーから暴力を受けた経験のある女性279名に対して、そのDV被害についての相談の有無、相談した場合の相談相手、相談した結果、相談しなかった場合の理由について尋ねている〔図24～図27〕。

どこ(だれ)かに「相談した」者は36.2%，どこ(だれ)にも「相談しなかった」者49.1%で、相談しなかった者が半数近くにのぼる〔図24～図25〕。

相談相手は「親」が最も多く16.1%，親を含めた親族が単純合計で40.8%を占める。「友人」「上司」などの他人は合計15.1%，他方、「女性センター」「警察」「医師・カウンセラー」「民間の支援団体・相談室」などの公共・民間の専門家・専門機関は合計5.7%にすぎない〔図24〕。

相談した結果については、「話してみてもよかった。具体的な支援も得られた」35.6%，「話してみてもよかったが、具体的な支援は得られなかった」59.4%，「具体的な支援は得られたが、話をして傷ついた」1.0%，「具体的な支援も得られず、話をして傷ついた」3.0%となっている〔図26〕。

相談しなかった場合のその理由については、「些細なことで、相談するほどではない」46.0%，「自分と夫・パートナーとで解決すべき」29.2%，「自分さえ我慢すればよい」26.3%，「自分にも悪いところがあるから」26.3%，「相談しても無駄と思った」23.4%，「一時的なことで、もう繰り返されることはないと思ったから」13.9%，「恥ずかしくて誰にも言えなかった、世間体が悪いと思った」13.1%，などとなっている〔図27〕。

相談の有無について、内閣府全国調査と比較すると、この調査では、女性の場合、「相談した」54.7%，「相談しなかった」37.8%となっており(総理府2000:92)，A県においては「相談しなかった」の比率が全国の場合に比してはるかに高

い。一方、東京都に居住する15～65歳未満の男女を対象にした「家庭等における暴力」調査(2001年)においては、女性の場合、「相談した」24.8%，「相談しなかったが、相談しなかった」6.5%，「相談しようとは思わなかった」58.0%となっており(東京都生活文化局2002:60)，また、名古屋市調査では「相談した」34.1%，「相談しなかった」45.8%となっている(名古屋市2000:140)。A県の場合は、「相談した」比率は、全国平均よりも低く、東京都よりはやや高いものの、名古屋市とはほぼ同率で、総じて都会並と言えよう。

相談した場合の相談先については、内閣府全国調査においては「家族」34.7%，「友人・知人」34.2%，「警察、人権委員会、婦人相談所(員)、その他の公的機関、民間機関、医師」への相談は合計5.8%にすぎない(総理府2000:92)。名古屋市調査においては、相談した場合の相談先の内訳は「親族・友人・同僚等」95.1%，「区役所・病院・警察・女性センター・電話相談などの公的機関、民間団体・グループ」0.8%となっている(名古屋市2000:140)。東京都調査でも、相談した場合の相談先の内訳は「友人・知人」70.1%，「親族」57.3%，「同じような経験をした女性」11.1%，「医師・カウンセラー、役所の窓口・電話相談等、家庭裁判所・弁護士、警察等、女性グループ等」への相談は8.6%にすぎない(東京都1998:62)。こうして、相談先別の比率には、A県を含め全国共通の傾向が見受けられ、一様に、相談先としては「親族」「友人・知人」が多く、公共・民間の専門家・専門家が少ない(A県5.7%，全国5.8%，名古屋市0.8%，東京都8.6%)。

相談した結果については、東京都生活文化局調査では、女性の場合、「問題が解決された」20.2%，「解決されなかったが良い方向に向かった」54.5%，「変わらなかった」23.2%，「悪い方向に向かった」1.0% (東京都生活文化局2002:65)，また、名古屋市調査では、(「親族・友人・同僚等」

に相談したことについて)「話してみてもよかった。具体的な支援も得られた」44.8%、「話してみてもよかったが、具体的な支援は得られなかった」50.0%、「具体的な支援は得られたが、話をして傷ついた」3.4%、「具体的な支援も得られず、話をして傷ついた」0.9% (名古屋市 2000: 141), となっている。「良い結果」・「悪い結果」の二分法で整理すると、A 県の場合「良い結果」96.0%、「悪い結果」4.0%、東京都の場合「良い結果」74.7%、「悪い結果」1.0%、名古屋市の場合「良い結果」94.8%、「悪い結果」3.4%、となり、どこの地域かを問わず、DV 被害について相談をすることは、圧倒的に良い結果をもたらすことが、知られる。

相談しなかった場合の理由としては、総理府全国調査〔複数回答〕では、「自分さえ我慢すればよい」「自分にも悪いところがあるから」各 41.2%、「相談するほどではない」32.9% (総理府 2000: 92), 東京都生活文化局調査〔複数回答〕では、「相談するほどではない」68.6%、「自分にも悪いところがあるから」39.1%、「相談しても無駄と思った」17.4%、「自分さえ我慢すればよい」11.2% (東京都生活文化局 2002: 62), 北海道調査〔複数回答〕では、「相談するほどではない」57.7%、「自分たちで解決すべき」33.9%、「自分にも悪いところがあるから」28.4%、「自分さえ我慢すればよい」17.1%、「相談しても無駄と思った」14.5% (北海道 2001: 53), などとなっている。

A 県調査〔複数回答〕の場合、「些細なことで、相談するほどではない」46.0%、「自分と夫・パートナーとで解決すべき」29.2%、「自分さえ我慢すればよい」26.3%、「自分にも悪いところがあるから」26.3%、「相談しても無駄と思った」23.4%、「一時的なことで、もう繰り返されることはないと思ったから」13.9%、「恥ずかしくて誰にも言えなかった、世間体が悪いと思った」13.1%、という回答分布であったが〔図 27〕、この回答分布は、上記の諸他の調査結果に照らして、

全国的に共通する分布傾向に沿うものと考えられる。

以上、A 県における DV 被害をめぐる相談状況について、全国や他の地域の状況と比較しながら見てきたが、A 県における相談状況は全国や他の地域の状況と大きな変異のないものであった。その点を踏まえた上で、以下、若干の点を指摘しておく。

第 1 に、A 県においては、「相談しなかった」の比率が全国平均よりも高く、大都会並であった。

だが、第 2 に、「相談しなかった」理由そのものは、全国調査における理由と大差なく、東京都調査や北海道調査における理由とも概ね一致している。A 県に特有の理由があるというのではなく、他の地域の人々が「相談しなかった」場合に挙げるのと同じ理由で「相談しなかった」DV 被害者の数が全国平均に比して相対的に多く、その比率が大都会並であったというだけのことである。

概して、DV 被害者は、A 県のそれに限らず、「些細なことで、相談するほどではない」、「自分さえ我慢すればよい」、「自分にも悪いところがあるから」と思って、受けた被害に関わる諸問題を自分一人で抱え込む傾向が見受けられる。一人で抱え込まないまでも、「恥ずかしくて誰にも言えない、世間体が悪いと思った」などと考えて、内々に「自分と夫・パートナーとだけで解決」しようとする。

しかし、第 3 に、思い切って「相談した」場合においては、これまた A 県に限らず、「良い結果」が得られているのである。

ただし、第 4 に、そのような「良い結果」をもたらした相談先は「親・家族・親族・友人・知人・同僚など」のインフォーマルな相談先であって、どこの地域でも「女性センター」「警察」「医師・カウンセラー」「民間の支援団体・相談室」などのフォーマルな公共・民間の専門家・専門機関はほとんど相談相手として活用されていない。

ここから、第 5 に、「良い結果」をもたらす相

談先としての役割を現に演じている「親・家族・親族・友人・知人・同僚など」のインフォーマル・ネットワークを一層強化するとともに、現状では相談先としての活用度が低い公共・民間の専門家・専門機関をコミュニティの中にしっかりと根付かせ、コミュニティにおけるフォーマルネットとして定着させる中で、いつでも気軽に話のできる相談先として活性化させるということが、課題として提起されてくる。これは、A 県だけのことではないが、「相談しなかった」の比率が相対的に高い A 県においては特に重要な課題となるであろう。

9. DV 問題の解決に向けて

A 県の人々は、DV 問題の解決のために、どのようなことが必要だと考えているのであろうか。

女性たちは、「いつでも相談できる電話や窓口の充実」(52.7%)、「いつでも身を寄せられる場所や施設の充実」(40.1%)、「被害者の経済的自立、就労を支援する場」(31.1%)、「子どものころからの意識啓発」(29.0%)、「暴力を取り締まる法律、制度の充実」(27.3%)、「心の回復を支援する場」(22.3%)、「暴力の実態を明らかにし社会的な関心を高めること」(19.7%)などを必要と見なしている。

男性たちは、「いつでも相談できる電話や窓口の充実」(40.1%)、「子どものころからの意識啓発」(37.9%)、「被害者への相談、ケア、自立等の支援」(33.4%)、「人権に関する教育・研修の充実」(30.5%)、「相手を傷つけるような行為を防止する教育の充実」(20.5%)、「加害者への心理的治療やカウンセリングの充実」(20.3%)、「暴力の実態を明らかにし社会的な関心をたかめること」(17.9%)などを必要と考えている [回答は3つまで] [図 28～図 29]。

東京都生活文化局調査 [回答はいくつでも] では、「家庭生活における暴力の問題を解決するた

めには」、「教育機関等と警察・児童相談所等との機関連携」(女性 65.5%, 男性 56.7%)、「社会的認識を高める」(女性 62.0%, 男性 51.1%)、「相談窓口を作る」(女性 58.1%, 男性 48.2%)、「いつでも身を寄せられる保護施設の充実」(女性 56.7%, 男性 42.5%)、「夜間や休日にも連絡できる相談機関の充実」(女性 55.3%, 男性 46.3%)、「人権を大切にせる教育の充実」(女性 52.9%, 男性 48.3%)、「カウンセリングを行う機関を作る」(女性 49.6%, 男性 39.4%)、「メディアで残酷な暴力シーンや過激な性表現を取り上げないようにする」(女性 44.2%, 男性 34.6%)、「被害者への自立支援」(女性 40.6%, 男性 30.0%)、が必要だとされている (東京都生活文化局 2002: 89)。

以上において挙げられている事柄は、言うまでもなく、暴力の問題を予防し解決するためにはどれも必要なことである。A 県調査の場合は回答に3つまでという制限が付けられているので、項目間の比率に差が出ているが、東京都生活文化局調査ではそのような制限が付けられていないので、全ての項目が高率で選択されている。これは、必要な事柄ばかりが列挙されていることの必然的な結果であろう。

ただ、A 県調査の男性対象調査で、「加害者への罰則の強化」(11.0%)、「加害者への教育・研修の充実」(7.2%)、「加害者同士が悩みを共有できる場」(4.8%)、「加害者の支援を行う職務担当者等の育成」(2.1%)など、「加害者への対応」の諸項目が軒並み低率であることは——ただし、「加害者への心理的治療やカウンセリングの充実」の項目は中程度の選択率(20.3%)となっている——は、はからずも、暴力の問題で多くの場合加害者を演じ、その分暴力問題に責任を負うべき立場にある男性の側に、ひとたび暴力を犯した男性自身を非暴力アクターへと変えていこうとする意思・意欲が未だ十分でないことを示す結果になっているのではないだろうか。暴力加害の傾向を持つ男性を非暴力的性向の人格へと変容させていく

ことは確かに難しい。しかし、この役目は、「男らしさ」を強調する男性社会における社会化の過程で暴力への芽を育まれているかもしれない男性自身が、中心となって、自らの内面を自省する中で担っていくべき役割であろう。

暴力被害者の支援のための「窓口」や「シェルター」や「カウンセリング」や「心理的治療」や「制度」などの充実ももちろん重要なことであるが、これだけで暴力の問題は解決しない。男性社会での社会化の過程で、暴力という手段でしか問題解決の仕方を学習しなかったかもしれない加害者男性を、男たちが中心となって変えていくこと、そして、そのプロセスで、これまで暴力に訴えた経験を持たない男性の場合でもその内面に潜伏しているかもしれない暴力への芽を摘み取っていくこと、このようにして全ての男性が自己を変革していくこと、このことこそが、暴力の問題の根本的解決にとって不可欠な事柄であろう。この点で、近年都会地で盛んになりつつある「メンズ・リブ」の運動などは注目されてよい（伊藤 1996: 310-333）。また、最近精力的に開発されつつある「非暴力プログラム」などにも着目したいものである（女性ライフサイクル研究所 2002）。

10. むすび

暴力は、つねに女性が被害者で、男性が加害者であるとはかぎらない。逆に、女性が加害者となって、男性に暴力をふるう場合もある。マス・メディアなどでは、妻が保険金目当てに夫を殺害した事件などが賑々しく報道されている。

しかし、実際には、女性が男性に対して暴力をふるうケースよりも、男性が女性に対して暴力をふるうケースの方が圧倒的に多い。

今回の A 県調査でも、夫・パートナーから女性への暴力被害経験率は 66.7%であったのに対して [図 1]、妻・パートナーから男性への暴力被害経験率は 21.0%にすぎなかった [図 3]。

総理府全国調査では、「命の危険を感じるくらいの暴行」男性 0.6%、女性 4.6%、「医師の治療が必要となる程度の暴行」男性 1.2%、女性 3.1%、「医師の治療が必要とならない程度の暴行」男性 3.4%、女性 14.1%、「性的な行為の強要」男性 4.0%、女性 17.7%、「ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる」男性 1.7%、女性 5.3%、「無視され続ける」男性 22.0%、女性 17.3%、「交友関係や電話を細かく監視」男性 6.8%、女性 9.6%、『『誰のおかげで生活できるんだ』とか、『かいしようなし』と言われる』男性 10.6%、女性 15.9%、「大声でどなられる」男性 29.5%、女性 45.3%となっており、「無視され続ける」を除くと、全ての項目で女性の暴力被害経験率の方が有意に高い（総理府 2000: 26-29）。

「無視する」は、以上のように総理府全国調査では男性の被害率が僅かに高くなっているが、A 県調査では、男性 5.7%、女性 22.5%で、女性の被害率の方がはるかに高くなっている [図 1, 図 3]。

DV だけでなく、その他の暴力被害の場合でも、被害率は圧倒的に女性の方が高い。たとえば、セクシュアル・ハラスメントの場合でも、1995 年の連合調査では、男性 10.2%に対して女性 57.6%で、女性の被害率が断然高かった（水谷 2001: 119）。また、子ども虐待の一形態である性的虐待の場合も、内外の多数の調査が示すところでは、圧倒的に男子よりも女子の被害率が高くなっている（石川 1999: 57-65）。

DV などの暴力被害で、このように女性の被害率が男性のそれに比べてはるかに高いのは、この種の暴力が、本来、男性社会＝家父長制社会における男性-女性の権力の不均衡に根ざしたものである。男性社会における権力構造を基盤に、構造的強者である男性が、その持てる権力を濫用して、構造的弱者である女性に対して暴力をふるうというところに DV の本質がある。だからこそ、国際社会では、ドメスティック・バイオ

レンズを、「夫や恋人、婚約者など親密で個人的な関係にある（あった）男性から女性に対してふるわれる暴力」として定義し、それを構造的な性差別として把握しているのである。

この論考では、以上のようなDVの本質に照らして、女性用調査の回答に主として基づき、男性から女性に対してふるわれる暴力を中心に所見をまとめた。

現代日本の男性中心社会の構造のもとで、男性たちは多くの社会的役割を担わされ、むしろ男性社会であるがゆえの重苦にあえいでいる現状があることは確かである。そうした男性の中には、現在のDVやセクシュアル・ハラスメントなどの社会問題化の動向を「逆差別」だと逆恨みしたり、「女性の人権の尊重しすぎ」だと叫び、自分たちこそ被害者であると高唱したりしている者もいる。また、こうした暴力の問題を、いまだ、個人的問題としてしか認識できず、社会がこの問題を取り上げるようになってきている現状を「騒ぎすぎ」と批判する者もいる。

だが、既述のとおり、この種の問題は、決して私的・個人的な問題ではなく、男性社会の権力構造に起因する構造的な問題である。そして、この種の構造的暴力の被害者は、「7. A県におけるDV被害の影響」のパートでも見たように、多くがその影響・後遺症に苦しんでいる。

本A県調査を監修した者としては、このような現状を改善する上で、少しでも今回のA県調査のデータ及びそれに基づく調査報告書また本稿が役立てばと願っている。

[完]

[付記]

本稿は、A県『女性に対する暴力に関する意識・実態調査』（監修・総括；石川義之，執筆；小川洋子，2003）に掲載の、A県在住読者向けに書かれた拙稿「調査結果の総括」を、A県在住読者だけでなく他地域在住の一般読者にとって

も有意義であるように、アレンジしたものである。調査主体が自治体（公的機関）である関係上、県名は伏せてA県とした。本稿に掲載の図は全て、同上報告書からの転載である。なお、調査データの利用についてはA県より許可を得ている。

[参 考 文 献]

- 朝日新聞社編，2000，『民力 2000年版』朝日新聞社。
- 石川義之，1995，『性的被害の実態－大学生・専門学校生調査の分析と考察－』島根大学法文学部社会学研究室。
- 石川義之，1998，「インセスト的虐待の実情」『現代のエスプリ 366 性の諸相』至文堂。
- 石川義之，1999，「インセスト的虐待の加害者たち（I）」『社会システム論集』4：53-67。
- 石川義之，2003（未完），「セクシュアル・ハラスメント」『社会病理学講座 第3巻』第10章，学文社。
- 伊藤公雄，1996，『男性学入門』作品社。
- 井上輝子・江原由美子編，1999，『女性のデータブック [第3版]』有斐閣。
- 「夫（恋人）からの暴力」調査研究会編，1998，『ドメスティック・バイオレンス－夫・恋人からの暴力をなくすために－』有斐閣。
- 戒能民江編著，2001，『ドメスティック・バイオレンス防止法』向学社。
- 戒能民江，2002，『ドメスティック・バイオレンス』不磨書房。
- 鐘ヶ江晴彦・廣瀬裕子編著，1994，『セクシュアル・ハラスメントはなぜ問題か－現状分析と理論的アプローチ』明石書店。
- 栗原利江，1997，「女も男もつくられる－ジェンダーの視点－」大梶俊夫・栗原利江・杉山由紀男・野村一夫・森幸雄・山崎純一『社会学のプロフィール』八千代出版，第11章。
- 斎藤学，1998，「被害者と加害者の精神医学」産労総合研究所編『人事スタッフのための職場のセクハラ防止マニュアル』経営書院，95-100。
- 斎藤学編，1999，『依存と虐待』日本評論社。
- 坂本佳鶴恵，1996，「ジェンダー」友枝敏雄・竹内尚一郎・正村俊之・坂本佳鶴恵『社会学のエッセンス－世の中のしくみを見ぬく－』有斐閣，第7章。
- 坂本佳鶴恵（研究代表），2002，『農村地域における家庭内暴力についての意識および実態－東北地方を対象として－』（委託調査報告書）財団法人 女性

- のためのアジア平和国民基金。
- 女性ライフサイクル研究所編，2002，『女性ライフサイクル研究・第12号・非暴力プログラム—その思想と実践—』女性ライフサイクル研究所。
- 関哲夫編，2001，『資料集・男女共同参画社会—世界・日本の動き，そして新たな課題へ—』ミネルヴェ書房。
- 総理府，2000，『男女間における暴力に関する調査』内閣総理大臣官房男女共同参画室。
- 総理府統計局編，2001，『日本の統計 2001年版』財務省印刷局。
- 東京都（生活文化局女性青少年部女性課）編集，1998，『「女性に対する暴力」調査報告書』東京都政策報道室都民の声部情報公開課。
- 東京都生活文化局，2002，『「家庭等における暴力」調査報告書』東京都生活文化局都民協働部青少年課・総務部男女平等参画室。
- 内閣府編，2001，『平成13年版 男女共同参画白書』財務省印刷局。
- 名古屋市（総務局総合調整部男女共同参画推進室）編集，2000，『「女性に対する暴力」調査報告書』「女性に対する暴力」研究会。
- 婦人教育研究会編，2000，『統計にみる女性の現状〔第6版〕』垣内出版。
- 北海道，2001，『「女性に対する暴力」実態調査報告書』北海道環境生活部女性室。
- 水谷英夫，2001，『セクシュアル・ハラスメントの実態と法理—タブーから権利へ—』信山社。
- 村本邦子，2001，『暴力被害と女性—理解・脱出・回復—』昭和堂。
- 吉浜美恵子，1995，「アメリカにおけるドメスティック・バイオレンスへの取り組み—The Battered Women's Movement—」財団法人横浜市女性協会『民間シェルター調査報告書Ⅱ』。
- 渡辺和子編著，1994，『女性・暴力・人権』学陽書房。
- Herman, Judith L., 1992, *Trauma and Recovery*, New York: Harper Collins. (=1996, 中井久夫訳『心的外傷と回復』みすず書房。)
- van der Kolk, & Fislis, R. E., 1994, "Childhood Abuse and Neglect and Loss of Self-regulation," *Bulletin of the Meninger Clinic*, 58(2): 145-168.

図1 夫（パートナー）からの行為——夫またはパートナーからあった（計）の割合（多い項目順）



[資料] A 県『女性に対する暴力に関する意識・実態調査』2003, p. 62.

図2 (その1) 夫(パートナー)からの行為①

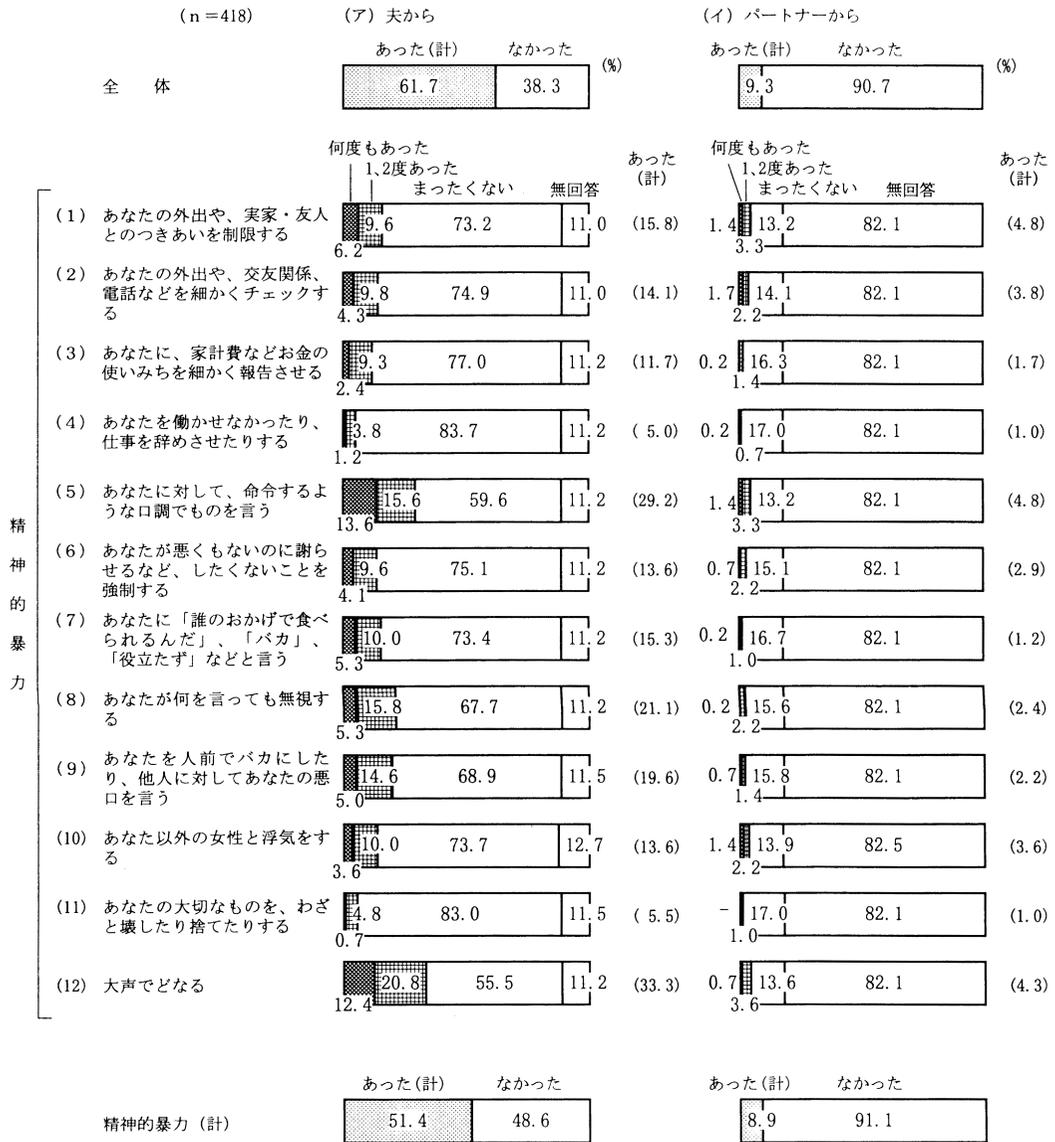
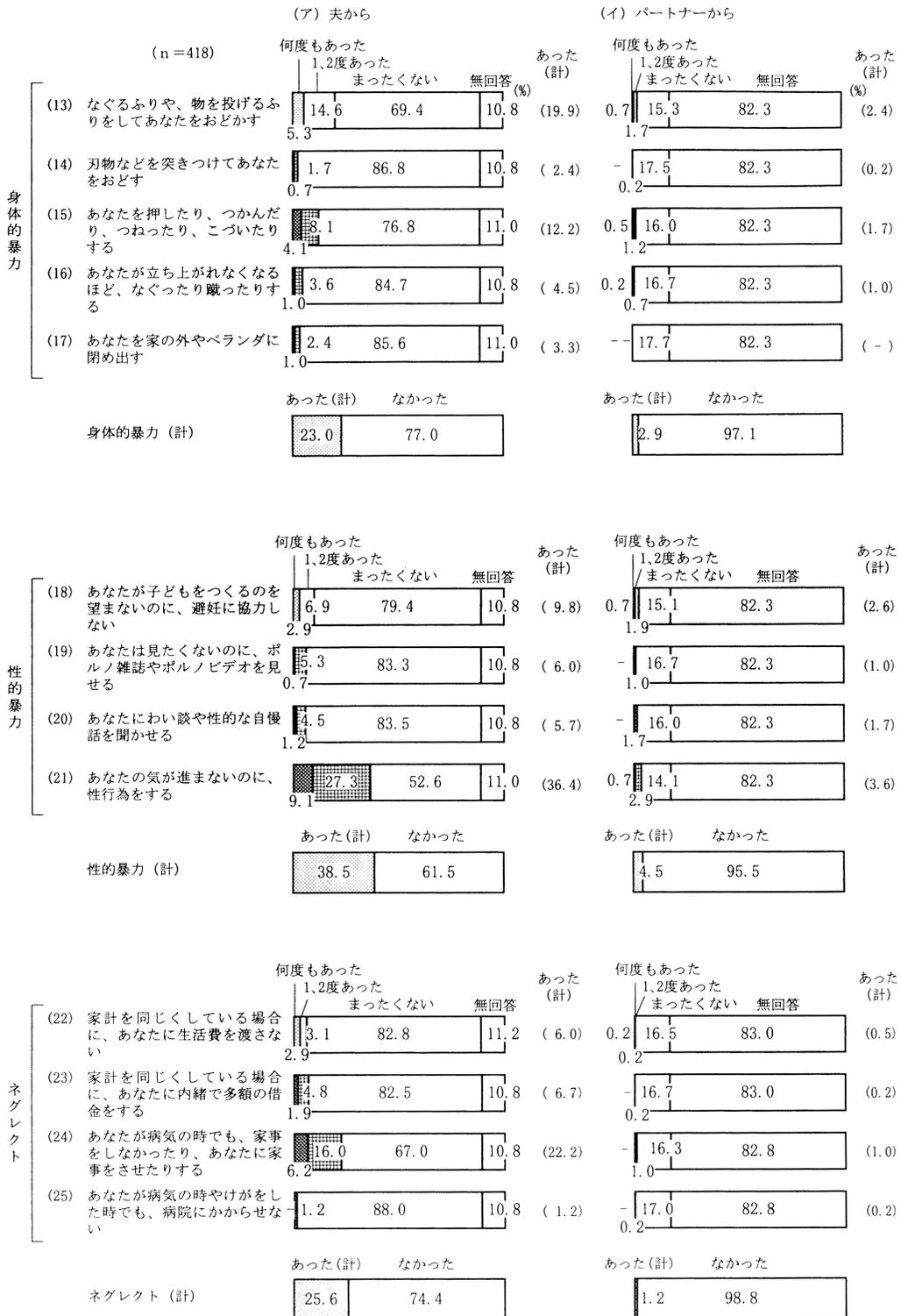
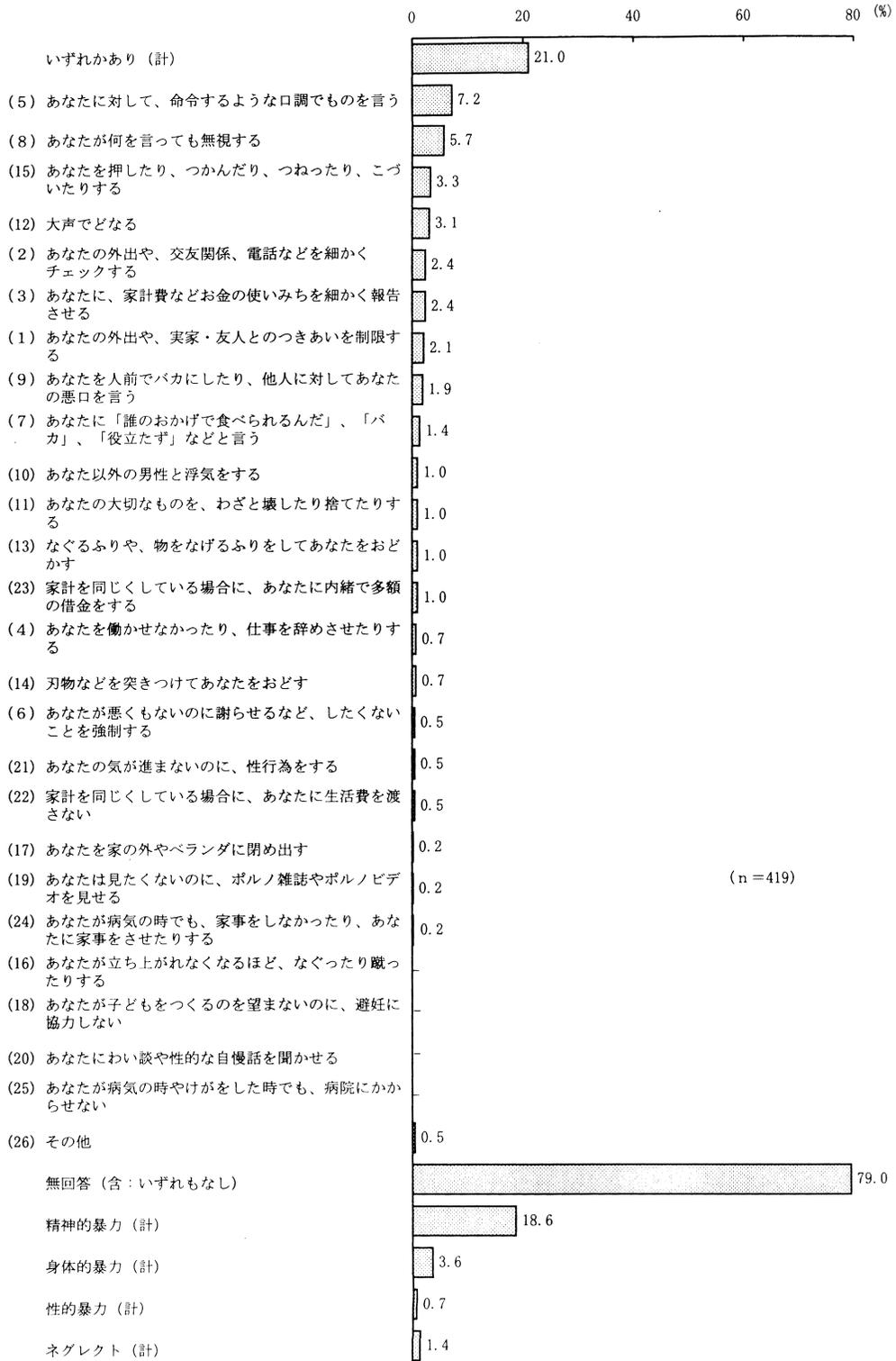


図2 (その2) 夫(パートナー)からの行為②



[資料] A県『同上書』p. 60.

図3 あなた自身が妻（パートナー）から受けた行為（男性）（多い項目順）



[資料] A 県『同上書』p. 125.

図4 (その1) 夫(パートナー)からの行為に対する意識① (1)~(12)

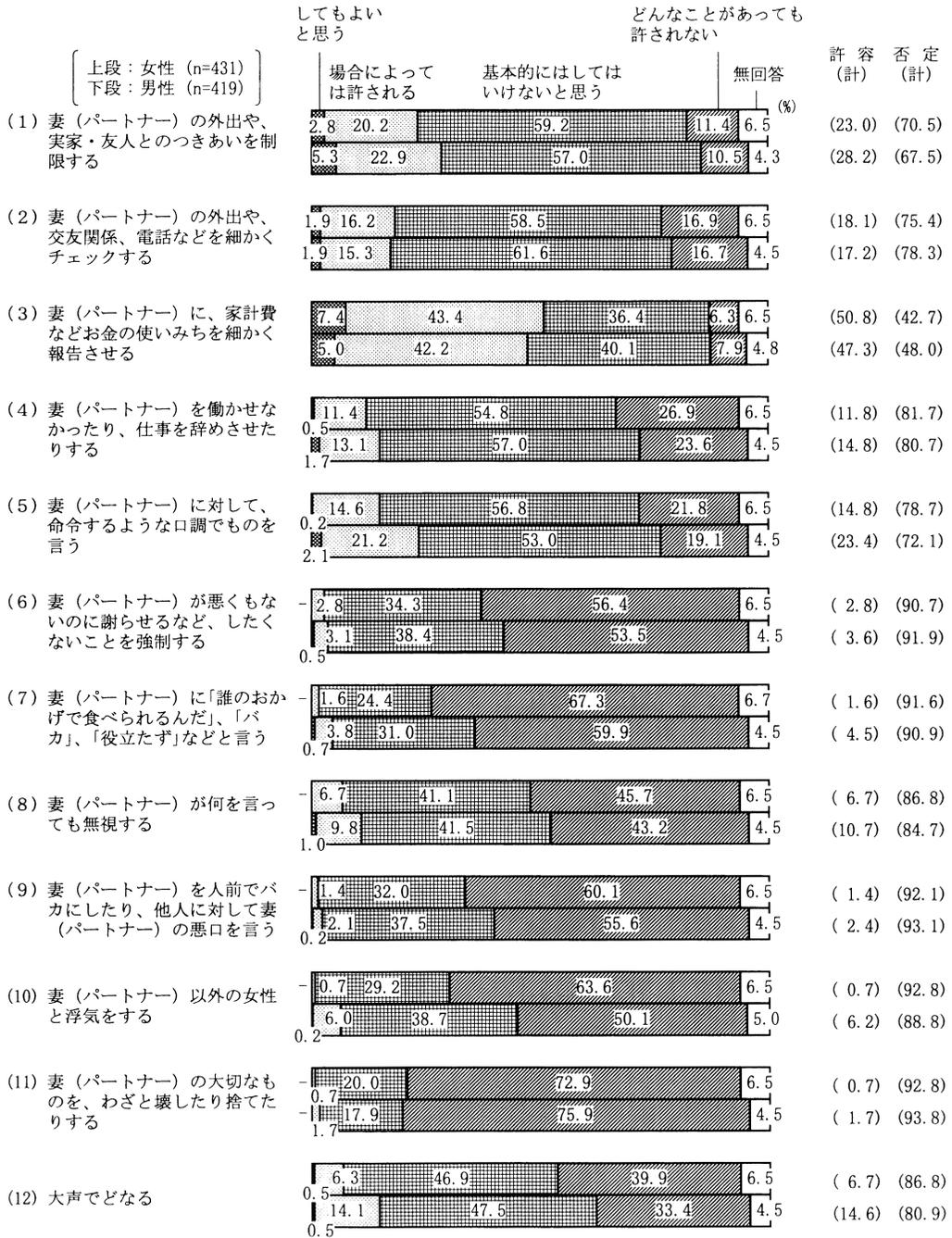
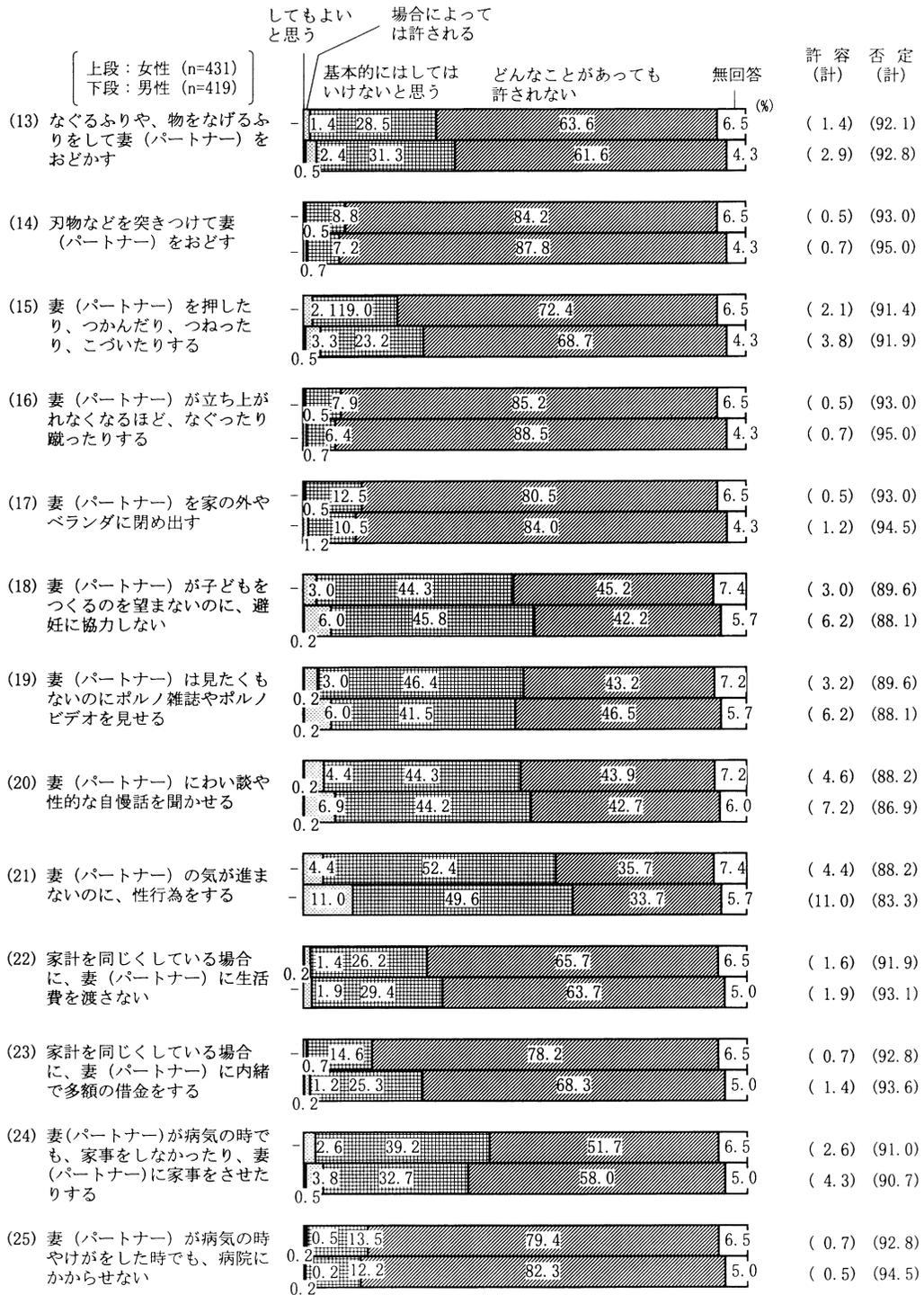


図4 (その2) 夫(パートナー)からの行為に対する意識2 (13)~(25)



[資料] A県『同上書』p. 38.

図5（その1） 夫（パートナー）からの行為——夫またはパートナーからあった（計）の割合
（年齢別，夫（パートナー）からの当該行為への意識別，各分野の被害経験別）①

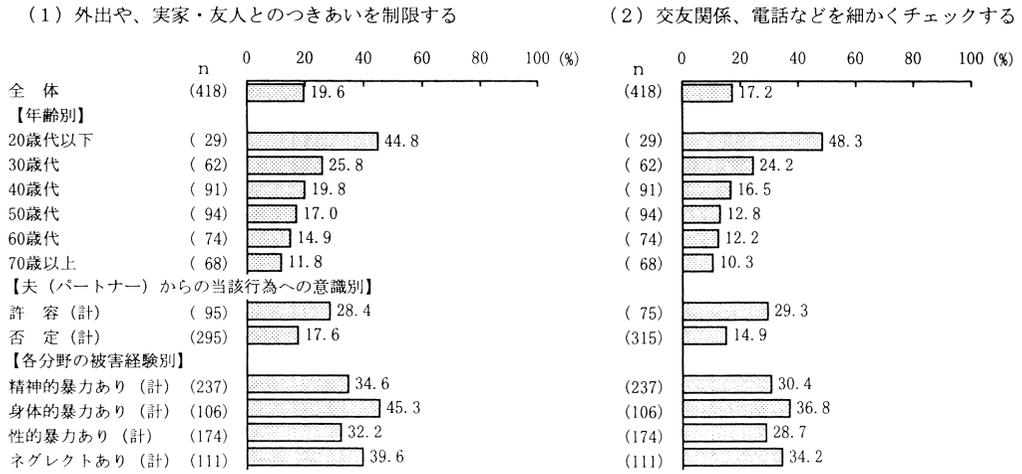
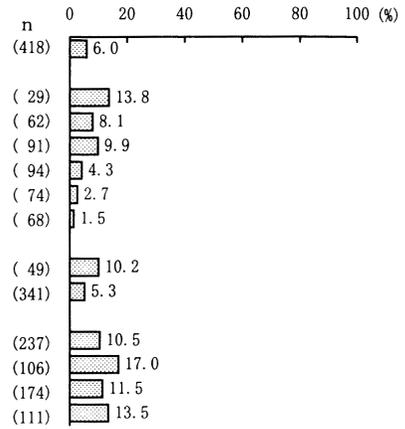
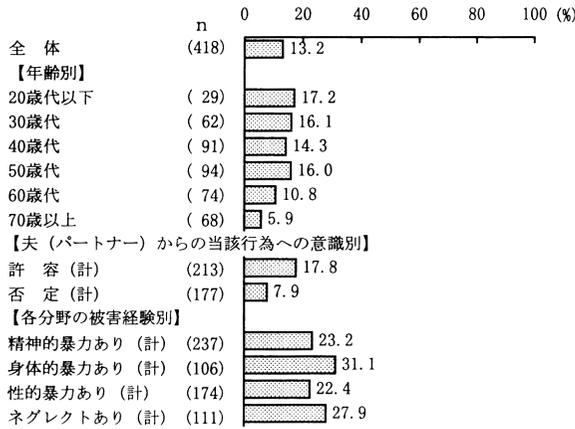


図5 (その2) 夫(パートナー)からの行為——夫またはパートナーからあった(計)の割合
(年齢別, 夫(パートナー)からの当該行為への意識別, 各分野の被害経験別)②

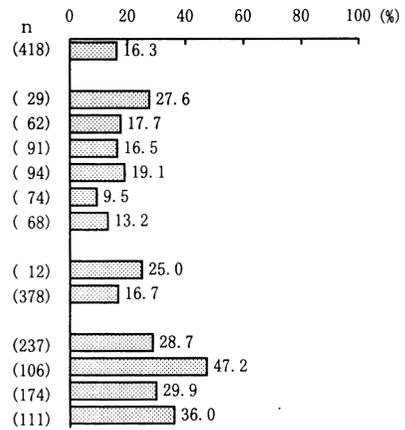
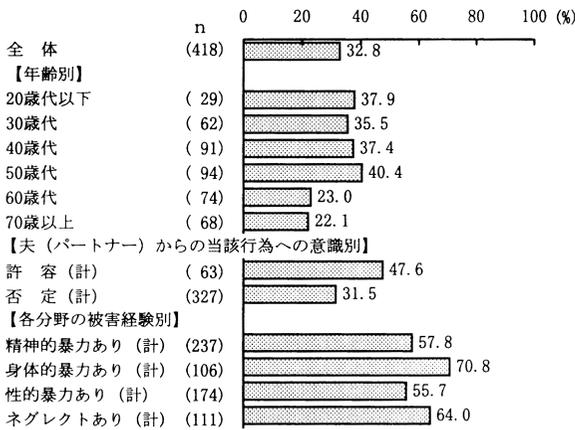
(3) お金の使いみちを細かく報告させる

(4) 働かせなかったり、仕事を辞めさせたりする



(5) 命令するような口調でものを言う

(6) したくないことを強制する



(7) 「バカ」「役立たず」などと言う

(8) 何を言っても無視する

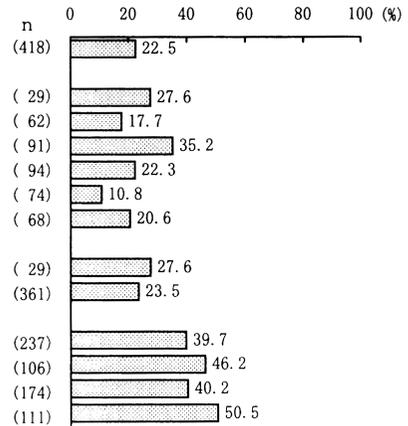
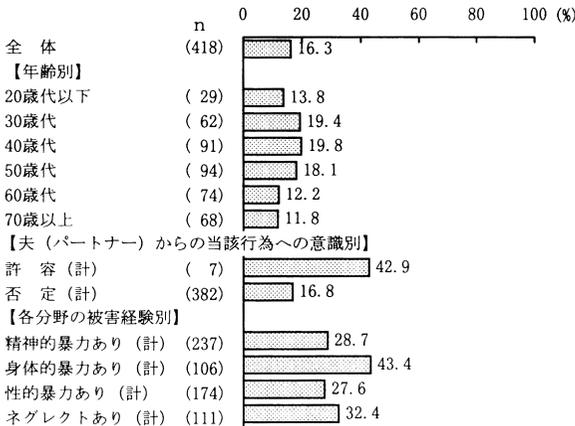
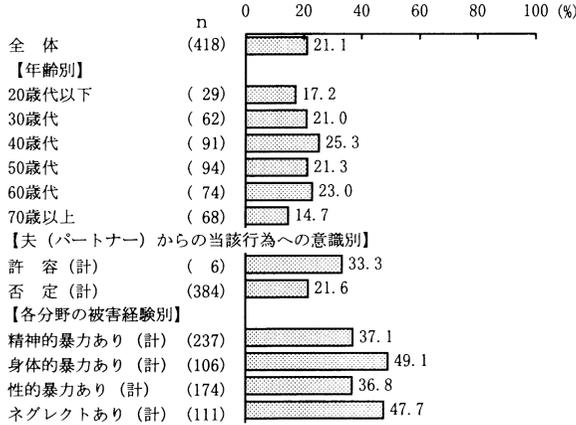
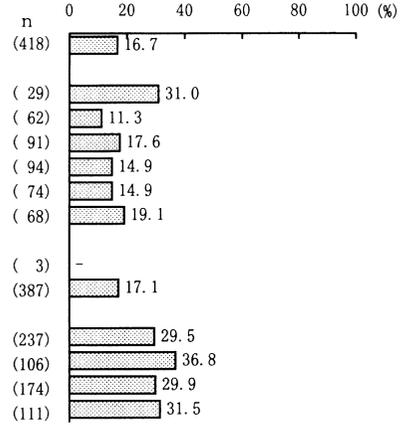


図5 (その3) 夫(パートナー)からの行為——夫またはパートナーからあった(計)の割合
(年齢別, 夫(パートナー)からの当該行為への意識別, 各分野の被害経験別)③

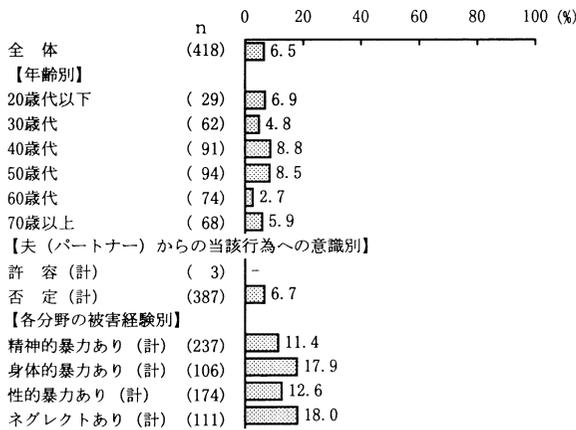
(9) 人前でバカにしたり, 他人に悪口を言う



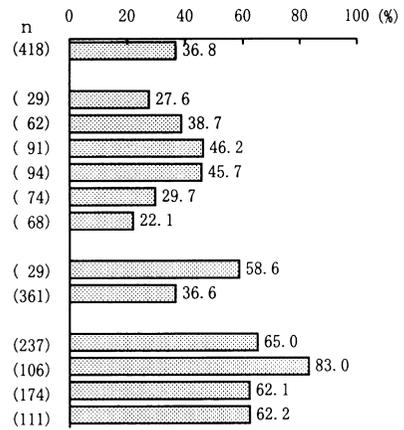
(10) 浮気をする



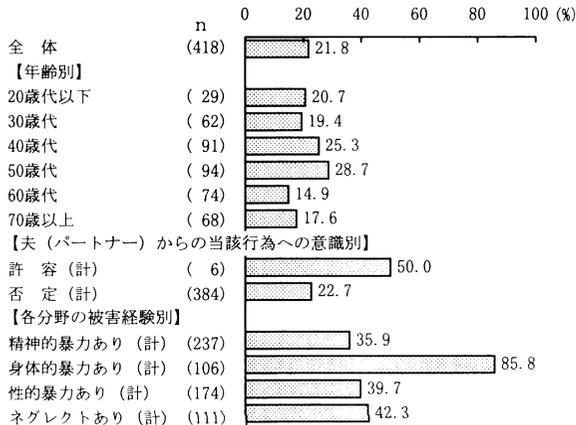
(11) 大切なものを, わざと壊したり捨てたりする



(12) 大声でどなる



(13) なぐるふりなどをしておどかさ



(14) 刃物などを突きつけておどす

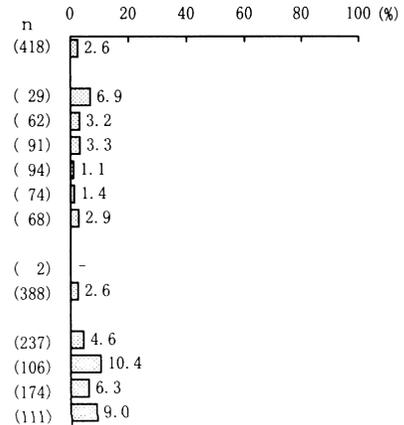


図5 (その4) 夫(パートナー)からの行為——夫またはパートナーからあった(計)の割合
(年齢別, 夫(パートナー)からの当該行為への意識別, 各分野の被害経験別)④

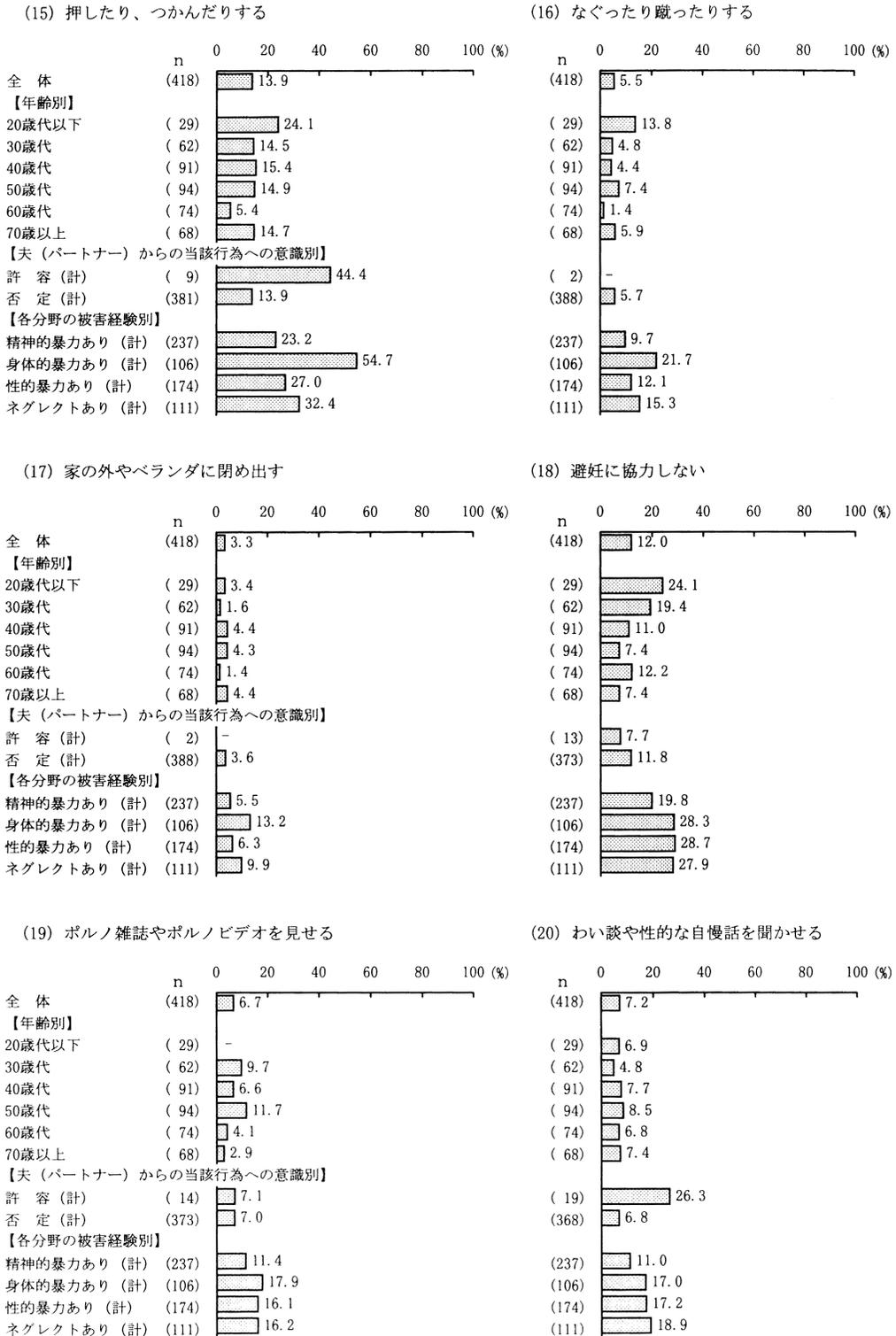
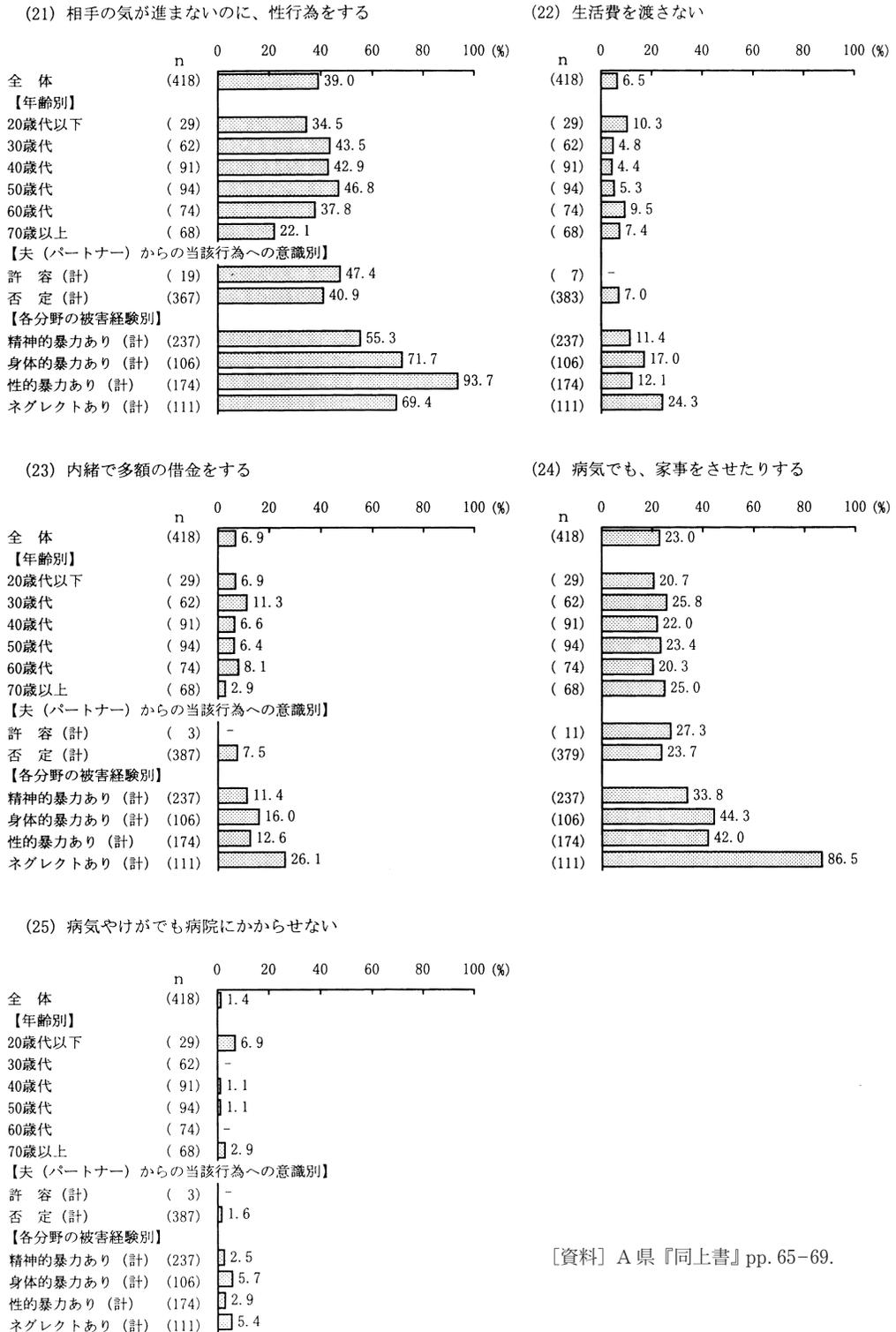
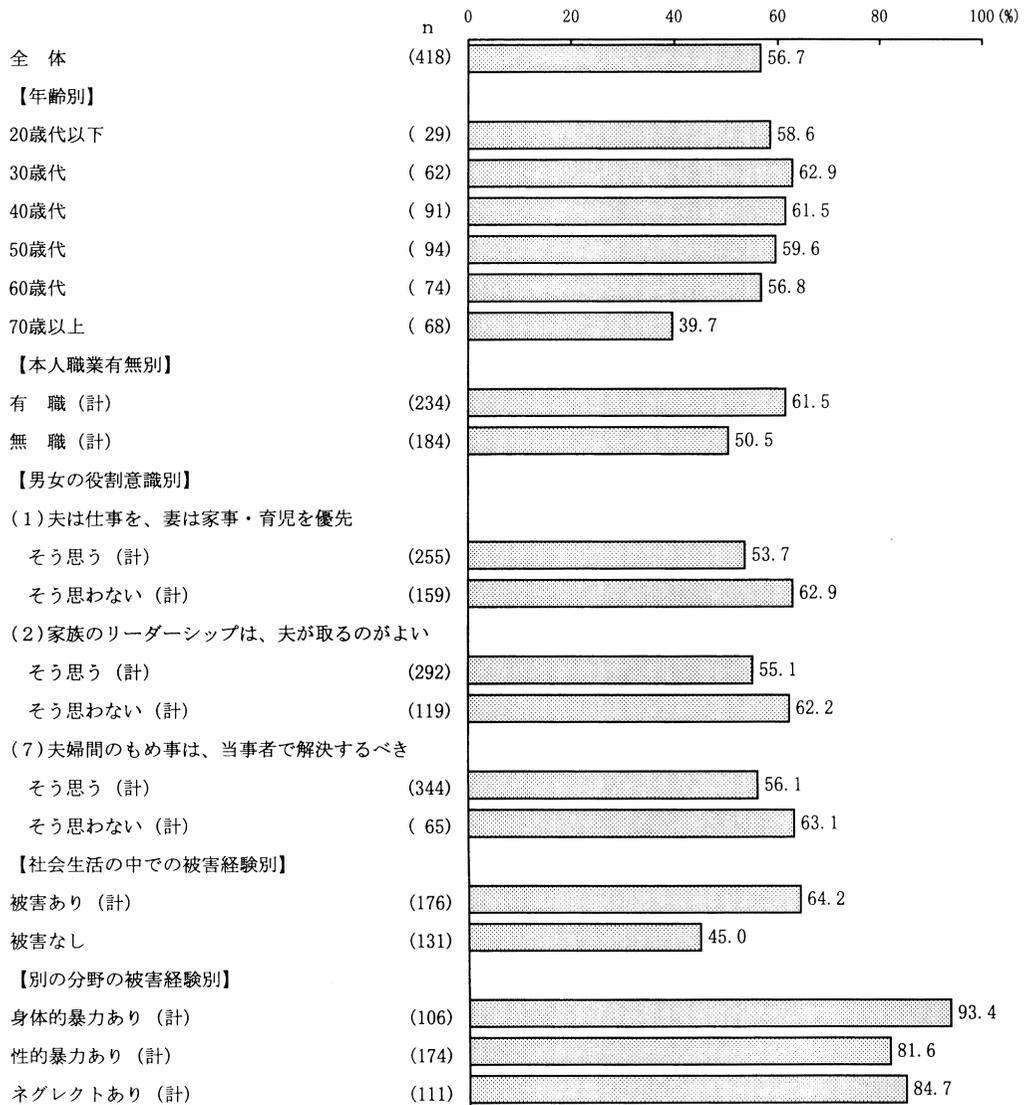


図5 (その5) 夫(パートナー)からの行為——夫またはパートナーからあった(計)の割合
(年齢別, 夫(パートナー)からの当該行為への意識別, 各分野の被害経験別)⑤



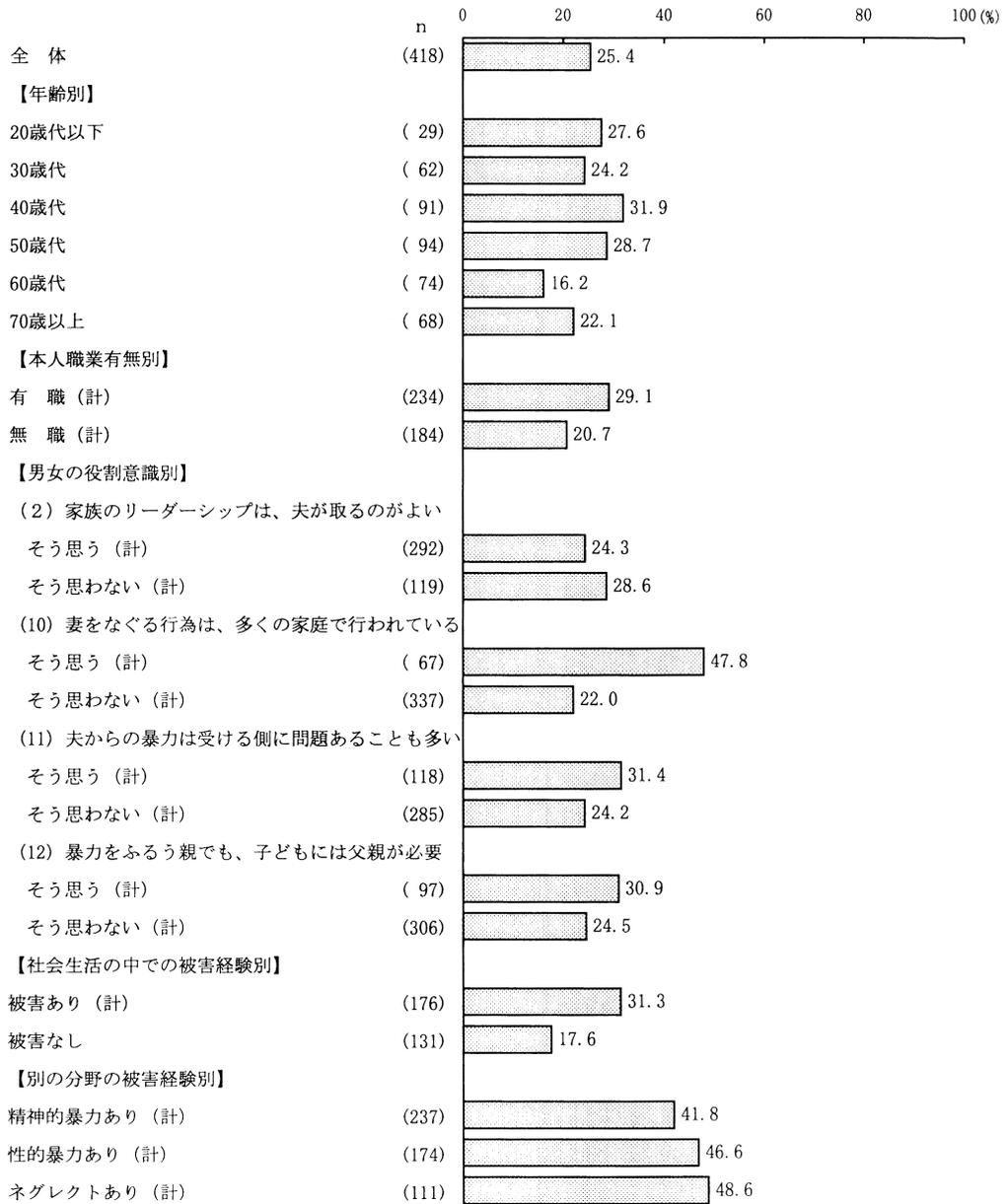
[資料] A 県『同上書』pp. 65-69.

図6 夫（パートナー）からの行為（精神的暴力）—— 夫またはパートナーからあった（計）の割合
 （年齢別，本人職業有無別，男女の役割意識別，社会生活の中での被害経験別，別の分野の被害経験別）



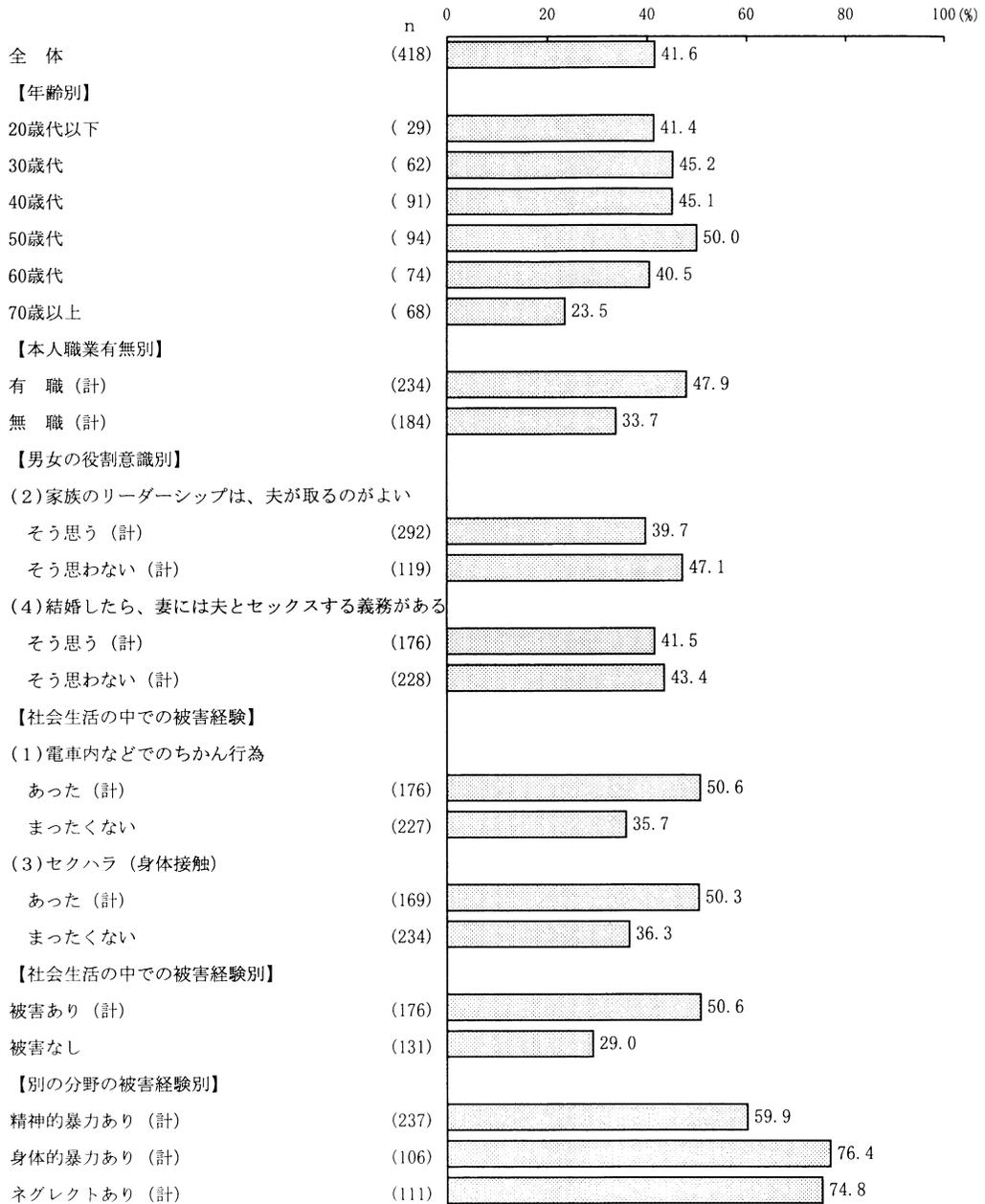
[資料] A 県『同上書』p. 71.

図7 夫（パートナー）からの行為（身体的暴力）—— 夫またはパートナーからあった（計）の割合
 （年齢別，本人職業有無別，男女の役割意識別，社会生活の中での被害経験別，別の分野の被害経験別）



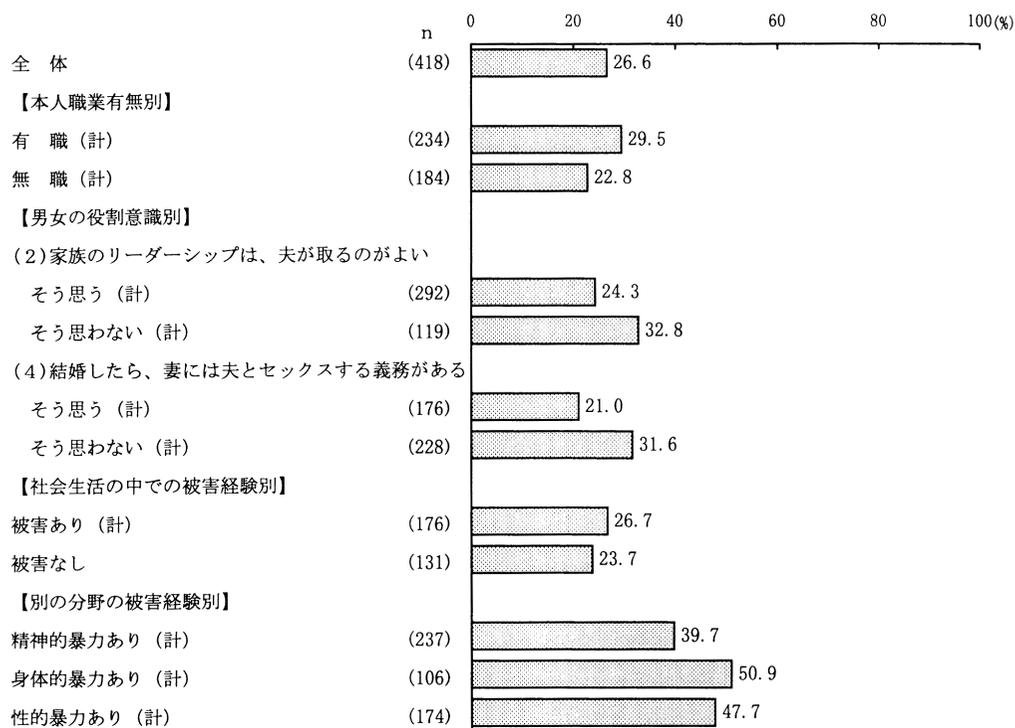
[資料] A県『同上書』p. 72.

図8 夫（パートナー）からの行為（性的暴力）——夫またはパートナーからあった（計）の割合
 （年齢別，本人職業有無別，男女の役割意識別，社会生活の中での被害経験別，別の分野の被害経験別）



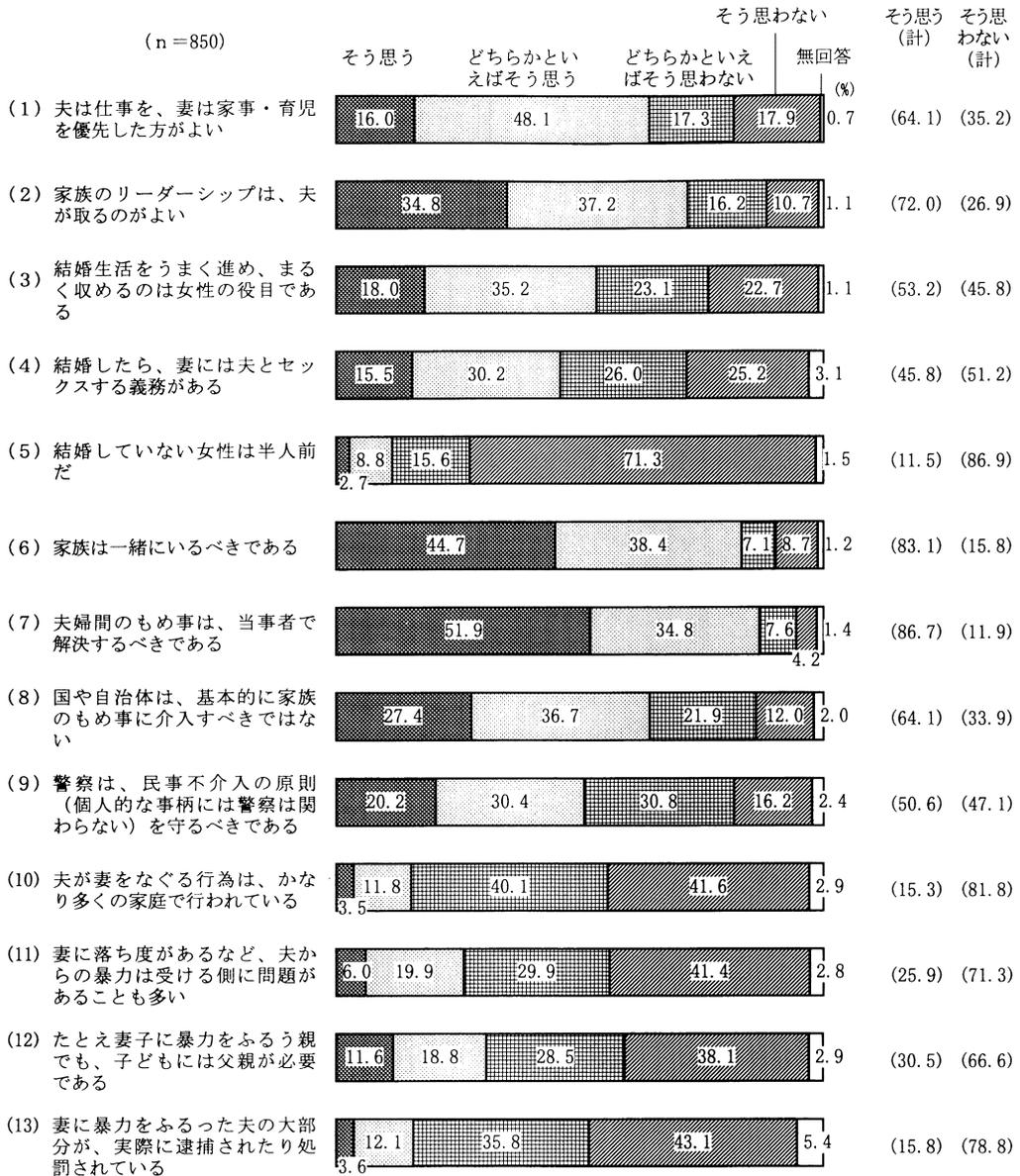
[資料] A 県『同上書』p. 73.

図9 夫（パートナー）からの行為（ネグレクト）——夫またはパートナーからあった（計）の割合
（本人職業有無別，男女の役割意識別，社会生活の中での被害経験別，別の分野の被害経験別）



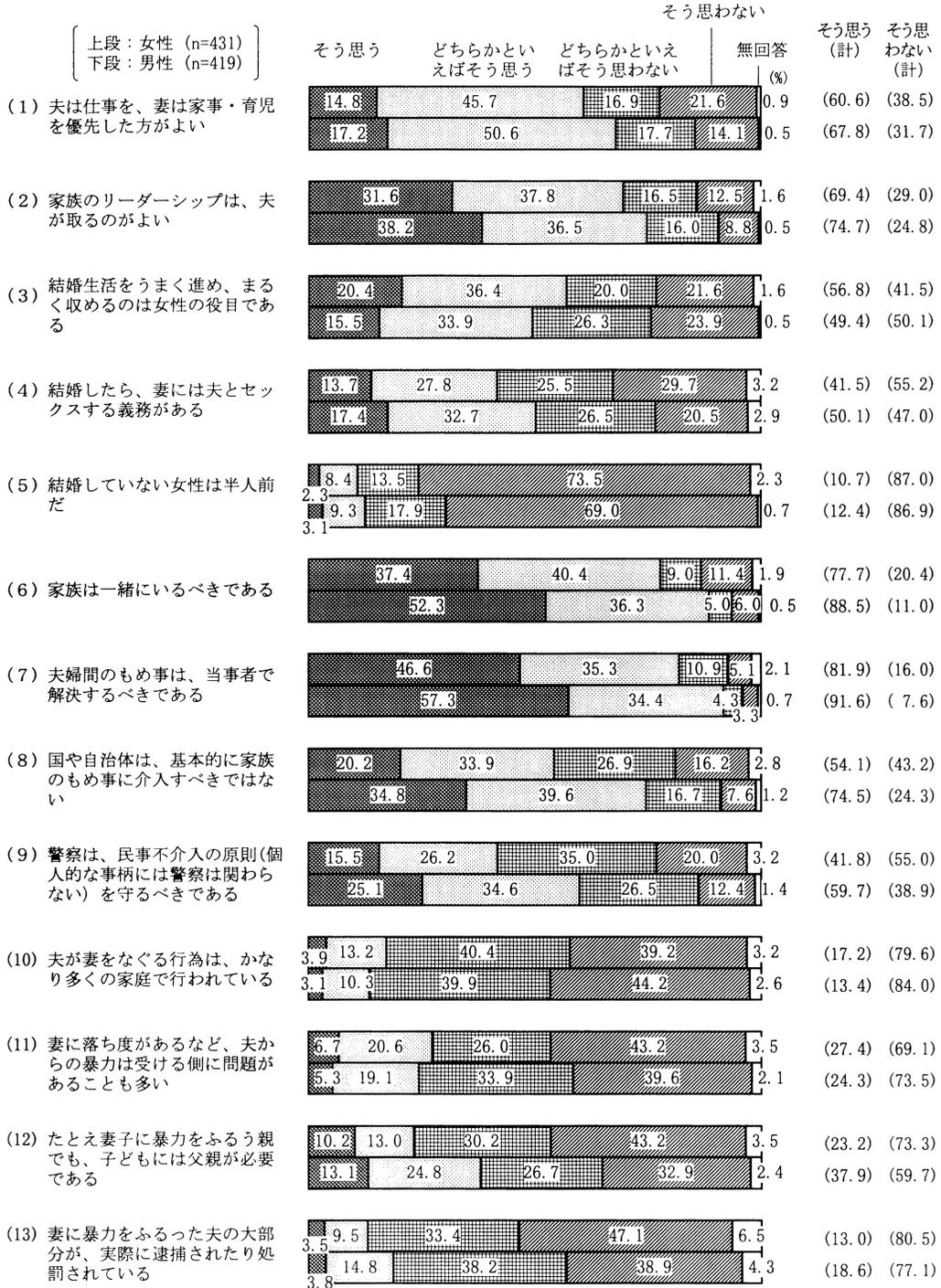
[資料] A 県『同上書』p. 74.

図10 男女の役割等に関する意識（男女計）



[資料] A県『同上書』p. 10.

図 11 男女の役割等に関する意識（性別）



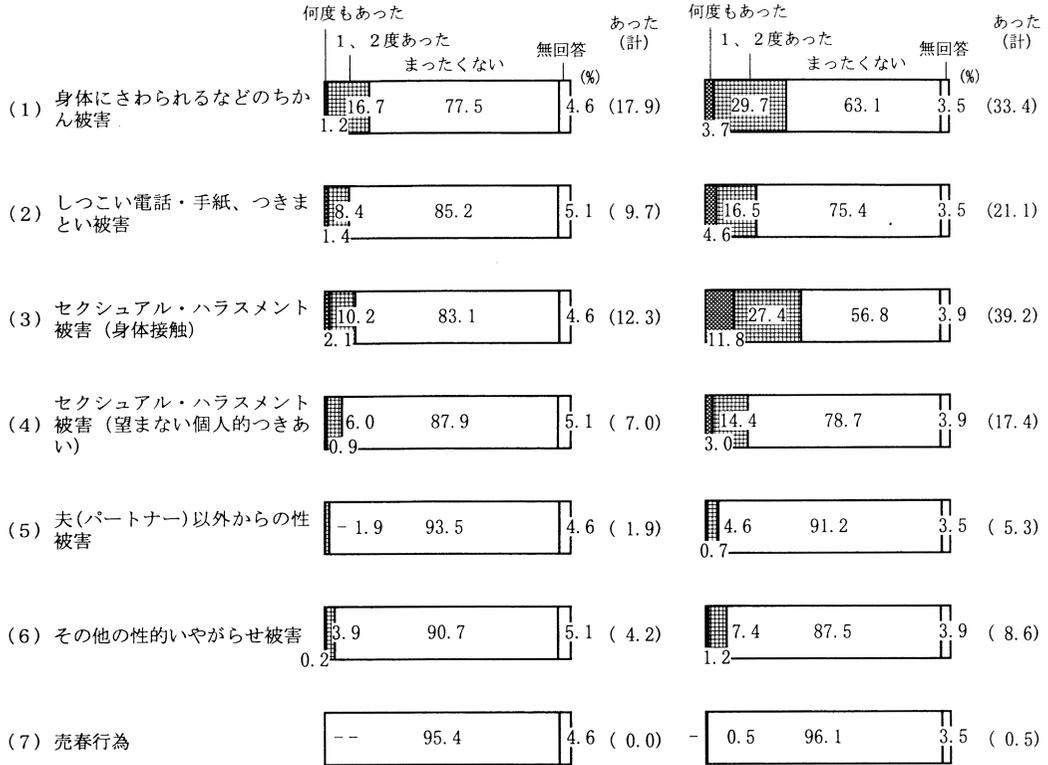
[資料] A 県『同上書』p. 11.

図 12 社会生活の中での被害経験

(n = 431)

(ア) 子ども時代

(イ) 成人期

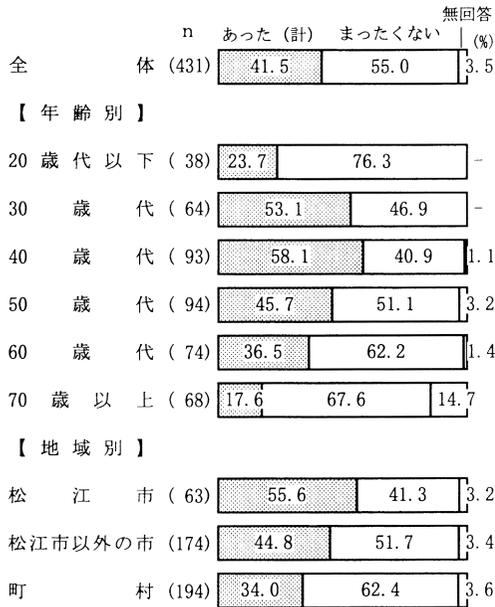


[資料] A 県『同上書』p. 30.

図13 (その1) 社会生活の中での被害経験 (子ども時代+成人期) ①

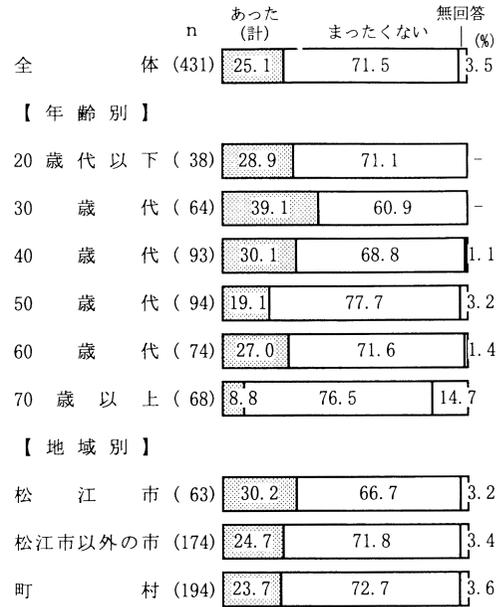
(1) 身体にさわられるなどのちかん被害

(年齢別、地域別)



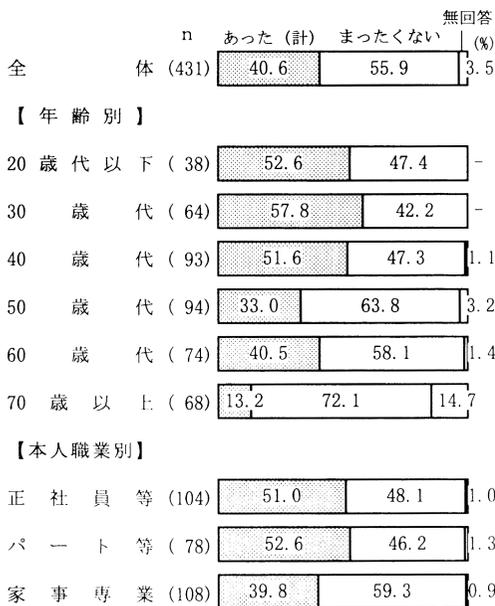
(2) しつこい電話・手紙、つきまとい被害

(年齢別、地域別)



(3) セクシュアル・ハラスメント被害 (身体接触)

(年齢別、本人職業別)



(4) セクシュアル・ハラスメント被害 (望まない個人的つきあい) (年齢別、本人職業別)

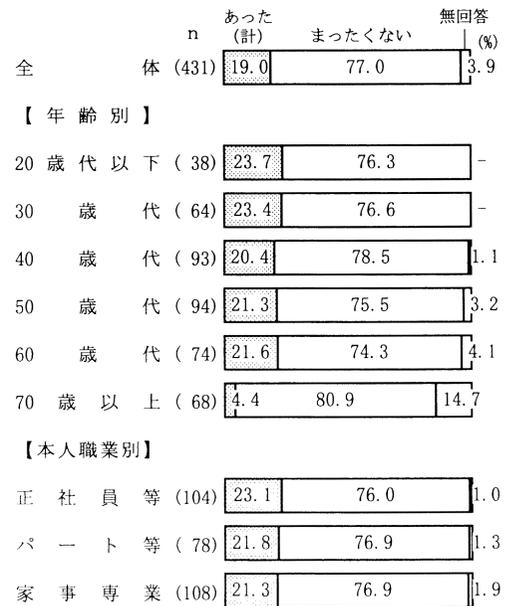


図13 (その2) 社会生活の中での被害経験 (子ども時代+成人期) ②

(5) 夫(パートナー)以外からの性被害

(年齢別、本人職業別)

	n	あった		無回答 (%)
		(計)	まったくない	
全体 (431)		6.0	90.5	3.5
【年齢別】				
20歳代以下 (38)		7.9	92.1	-
30歳代 (64)		9.4	90.6	-
40歳代 (93)		3.2	95.7	1.1
50歳代 (94)		7.4	89.4	3.2
60歳代 (74)		5.4	93.2	1.4
70歳以上 (68)		4.4	80.9	14.7
【本人職業別】				
正社員等 (104)		8.7	90.4	1.0
パート等 (78)		6.4	92.3	1.3
家事専業 (108)		4.6	94.4	0.9

(6) その他の性的いやがらせ被害

(年齢別、本人職業別)

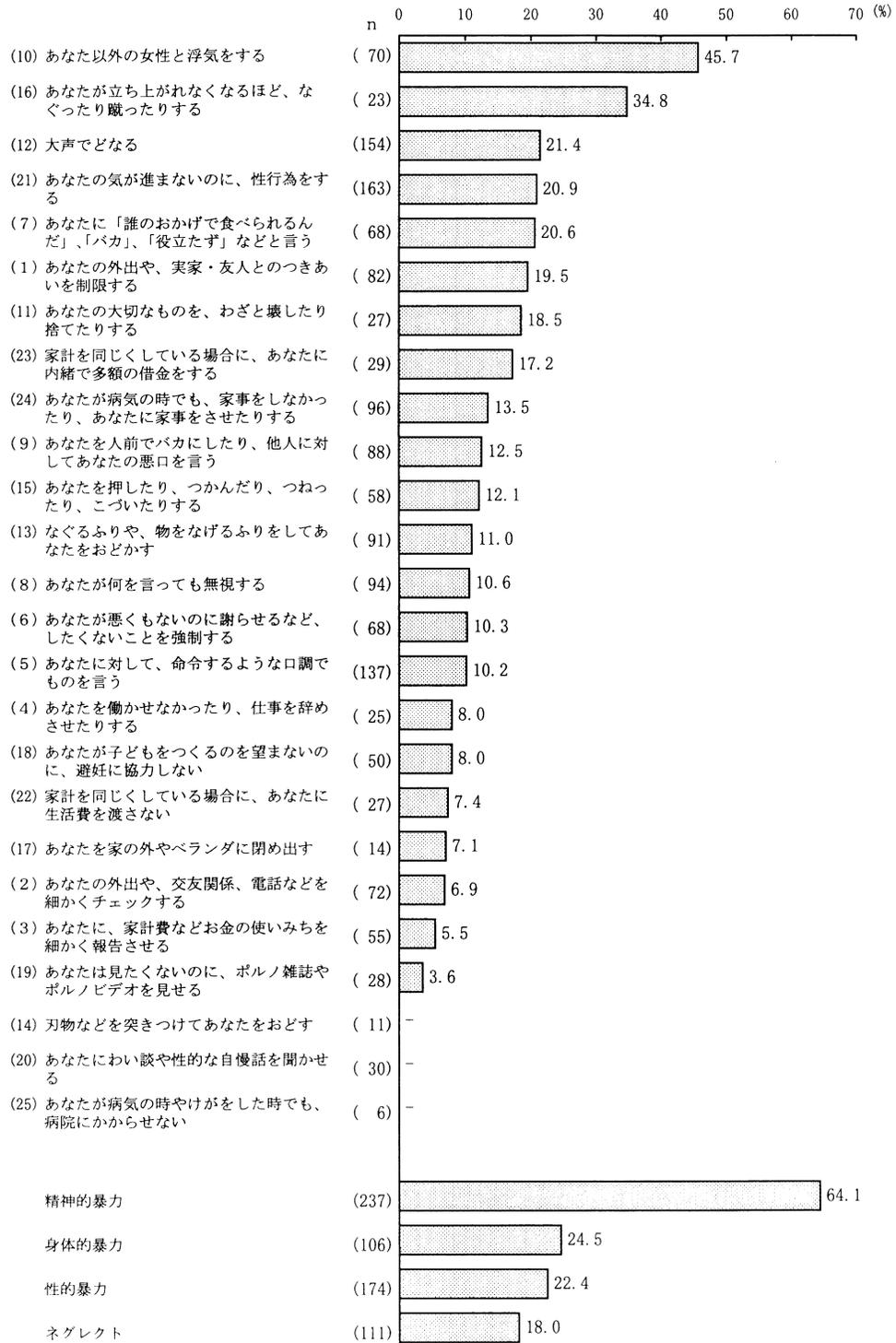
	n	あった		無回答 (%)
		(計)	まったくない	
全体 (431)		10.2	85.8	3.9
【年齢別】				
20歳代以下 (38)		18.4	78.9	2.6
30歳代 (64)		14.1	84.4	1.6
40歳代 (93)		8.6	90.3	1.1
50歳代 (94)		8.5	88.3	3.2
60歳代 (74)		8.1	90.5	1.4
70歳以上 (68)		8.8	76.5	14.7
【本人職業別】				
正社員等 (104)		17.3	81.7	1.0
パート等 (78)		5.1	92.3	2.6
家事専業 (108)		12.0	87.0	0.9

(7) 売春行為 (年齢別)

	n	あった		無回答 (%)
		(計)	まったくない	
全体 (431)		0.5	96.1	3.5
【年齢別】				
20歳代以下 (38)		-	100.0	-
30歳代 (64)		-	100.0	-
40歳代 (93)		1.1	97.8	1.1
50歳代 (94)		-	96.8	3.2
60歳代 (74)		-	98.6	1.4
70歳以上 (68)		1.5	83.8	14.7

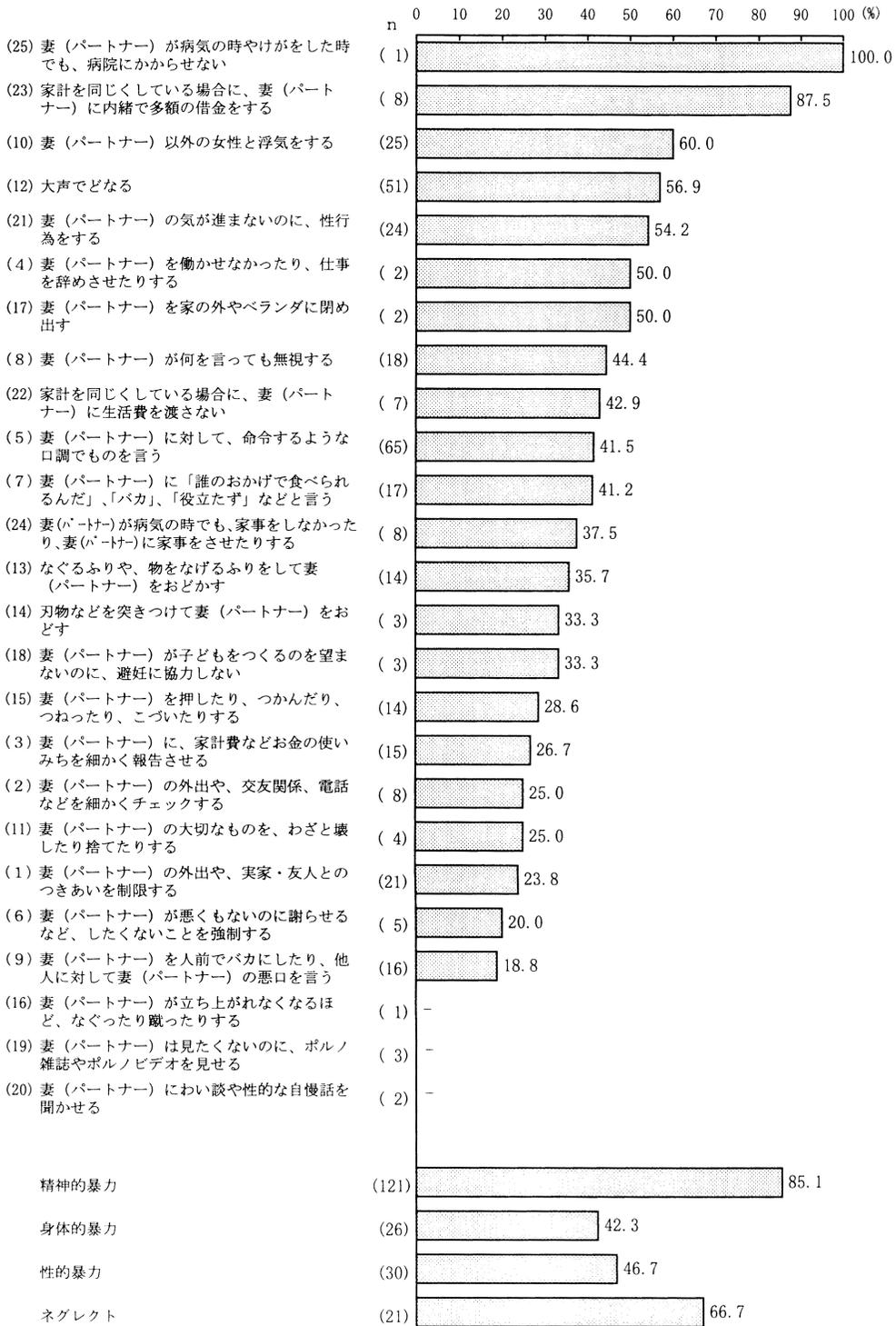
[資料] A県『同上書』p. 33-34.

図 14 最も傷ついた行為の選択率（多い項目順）



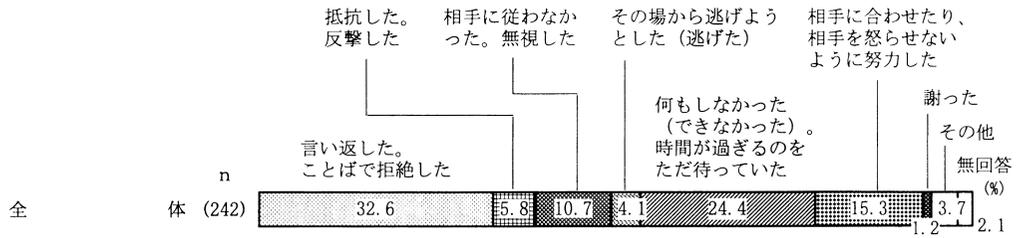
[資料] A 県『同上書』p. 77.

図 15 最も記憶に残っている行為の選択率（多い項目順）



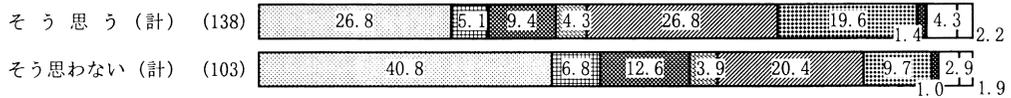
[資料] A 県『同上書』p. 117.

図 16 最も傷ついた行為を受けた時の対応
 (全体, 男女の役割意識別, 夫(パートナー)からの最も傷ついた行為の分野別)

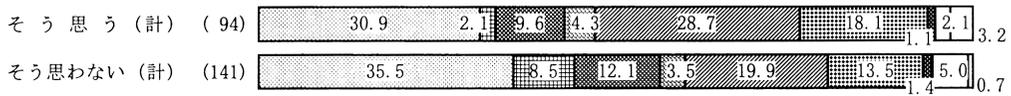


【男女の役割意識別】

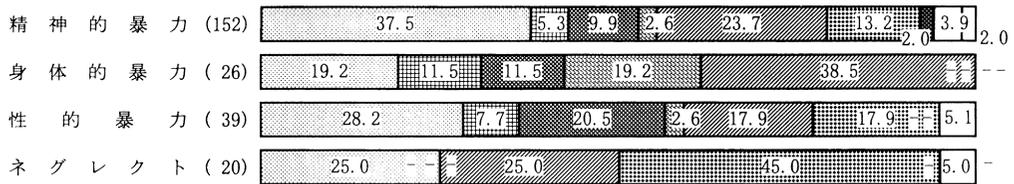
(1) 夫は仕事を、妻は家事・育児を優先



(4) 結婚したら、妻には夫とセックスする義務がある

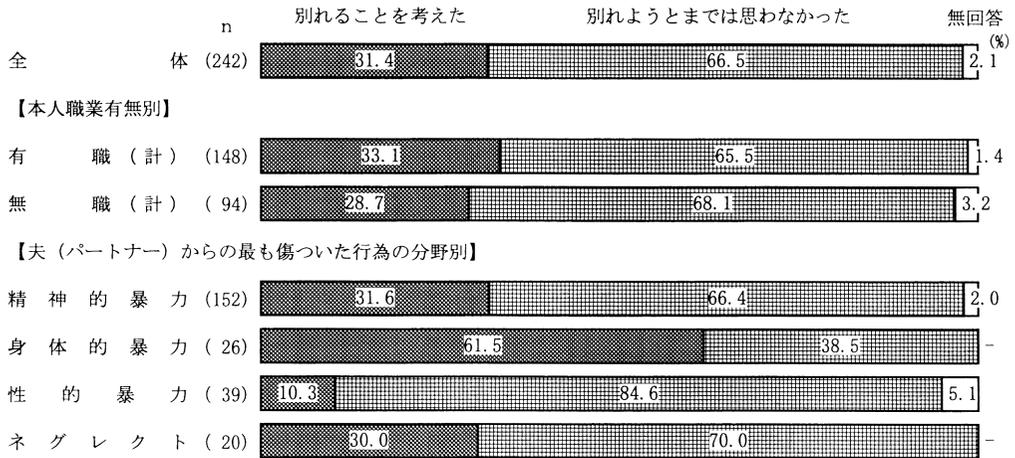


【夫(パートナー)からの最も傷ついた行為の分野別】



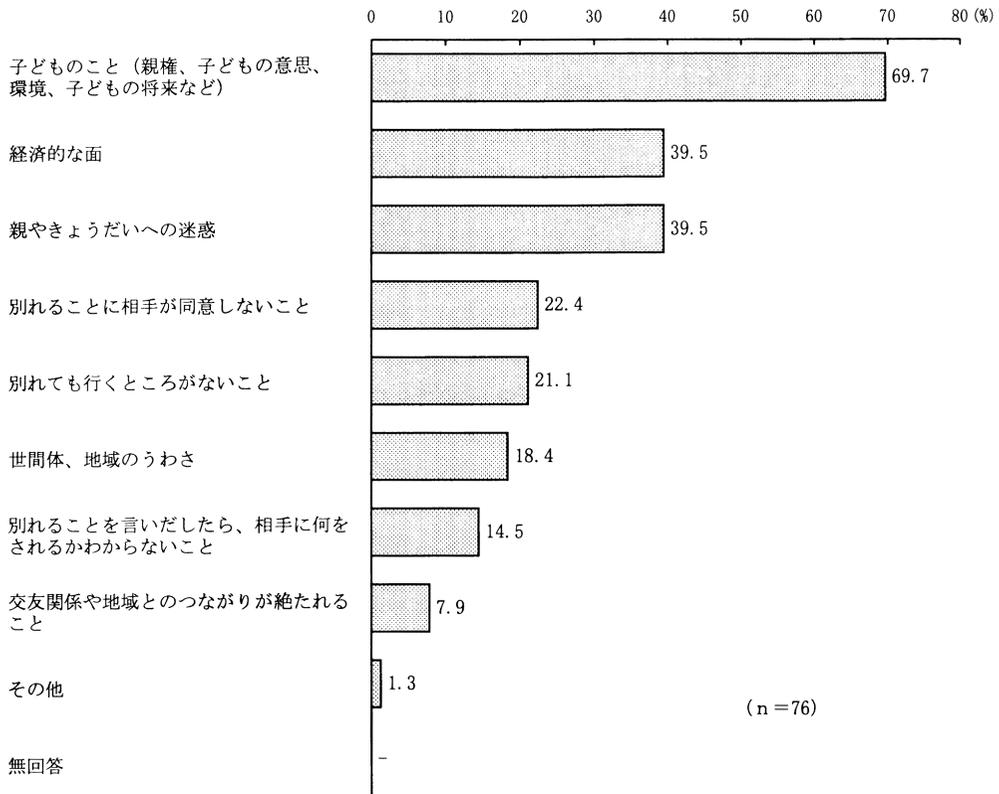
[資料] A 県『同上書』p. 80.

図 17 別れることを考えたか
 (全体, 本人職業有無別, 夫(パートナー)からの最も傷ついた行為の分野別)



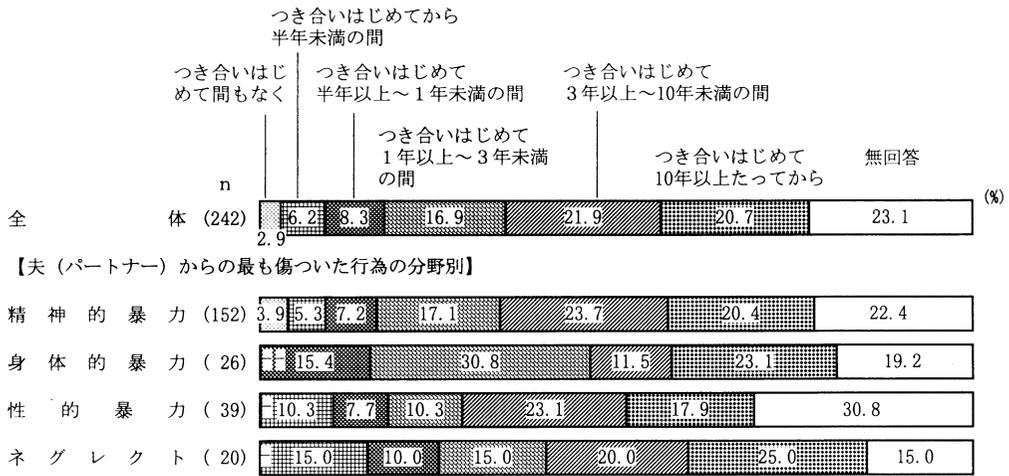
[資料] A 県『同上書』p. 81.

図 18 別れることを考えた時の不安(多い項目順)



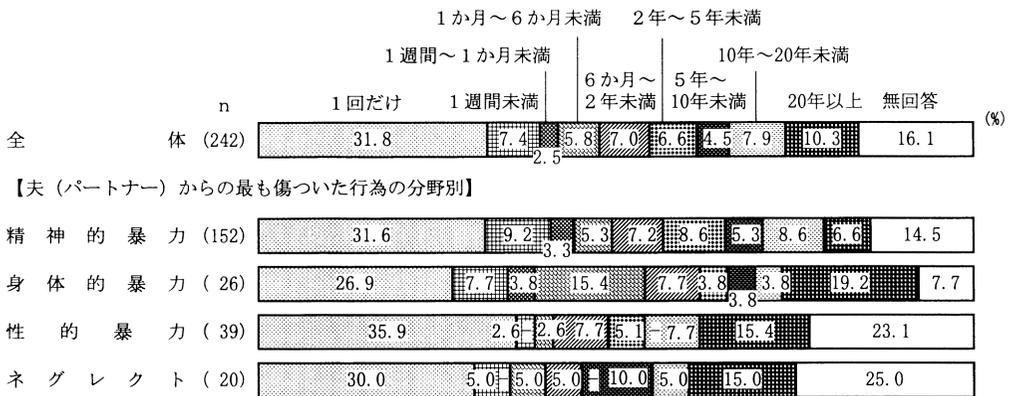
[資料] A 県『同上書』p. 82.

図19 最も傷ついた行為が最初に起こった時期
(全体, 夫(パートナー)からの最も傷ついた行為の分野別)



[資料] A県『同上書』p. 83.

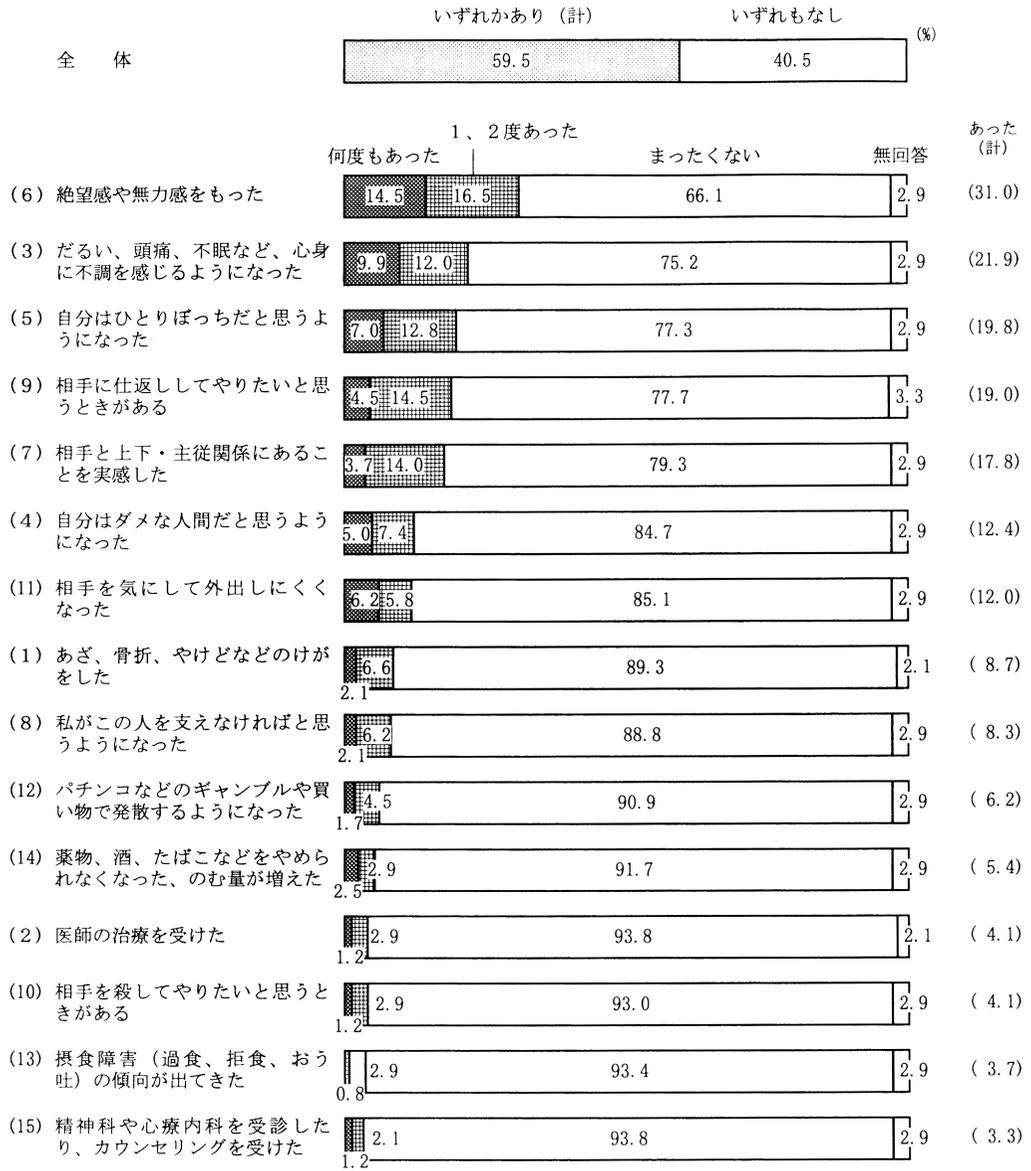
図20 最も傷ついた行為の続いた期間(全体, 夫(パートナー)からの最も傷ついた行為の分野別)



[資料] A県『同上書』p. 84.

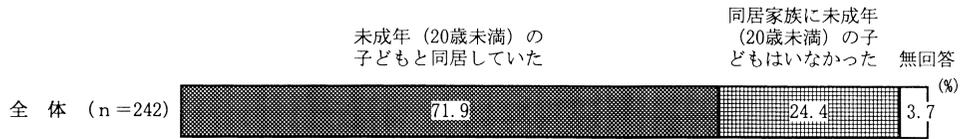
図 21 最も傷ついた行為を受けた後の影響（全体，多い項目順）

(n=242)



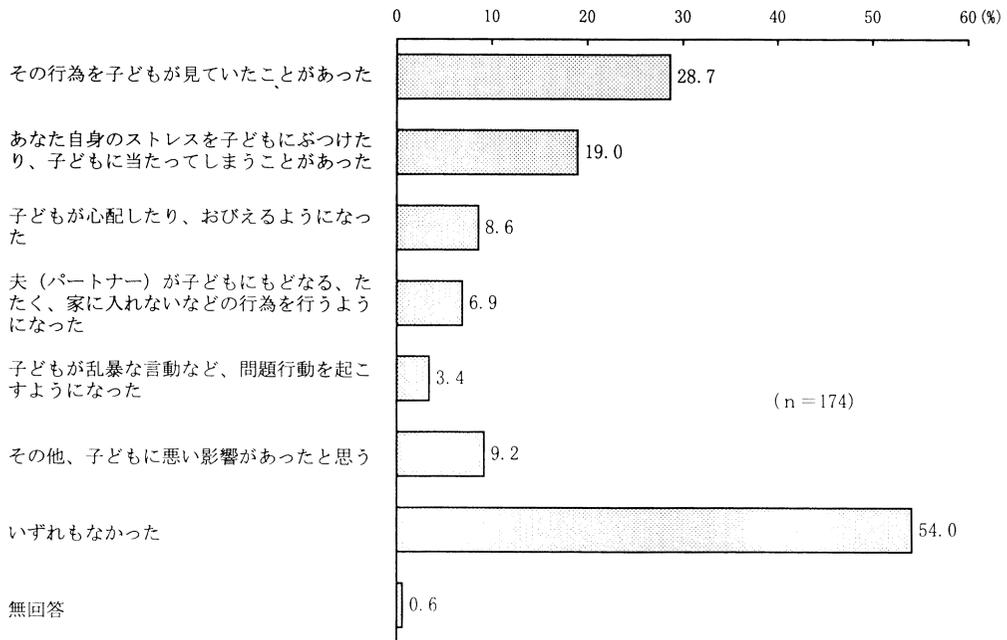
[資料] A 県『同上書』p. 86.

図 22 20歳未満の子どもとの同居



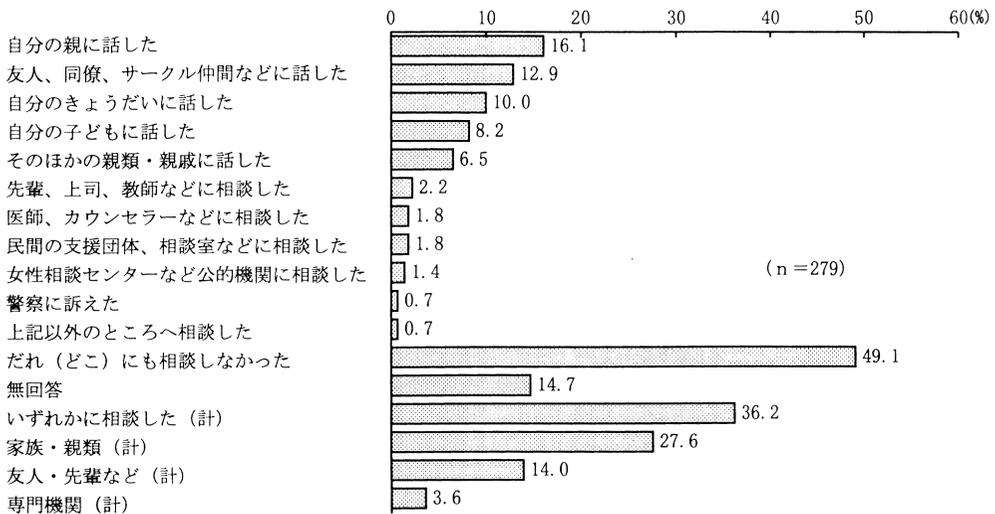
[資料] A 県『同上書』p. 88.

図 23 子どもへの影響



[資料] A 県『同上書』p. 88.

図 24 夫（パートナー）からの行為についての相談の経験



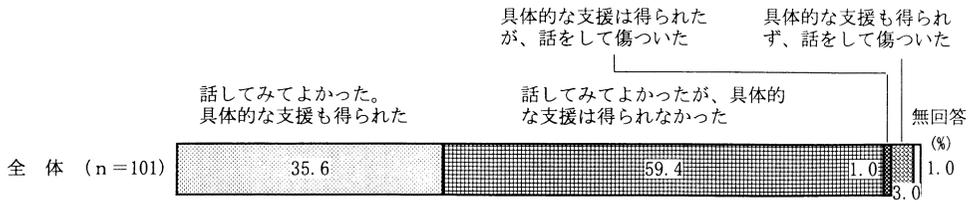
[資料] A 県『同上書』p. 91.

図 25 夫（パートナー）からの行為についての相談の経験の有無
 (全体、男女の役割意識別、社会生活の中での被害経験別、夫（パートナー）からの最も傷ついた行為の分野別)

	n	いずれかに相談した (計)	だれ（どこ）にも 相談しなかった	無回答	(%)
全 体	(279)	36.2	49.1	14.7	
【男女の役割意識別】					
(1) 夫は仕事を、妻は家事・育児を優先					
そう思う（計）	(159)	32.1	52.8	15.1	
そう思わない（計）	(119)	42.0	43.7	14.3	
(7) 夫婦間のもめ事は、当事者で解決すべき					
そう思う（計）	(229)	32.8	52.4	14.8	
そう思わない（計）	(46)	56.5	30.4	13.0	
【社会生活の中での被害経験別】					
被害あり（計）	(131)	45.8	44.3	9.9	
被害なし	(75)	17.3	61.3	21.3	
【夫（パートナー）からの最も傷ついた行為の分野別】					
精神的暴力（計）	(152)	45.4	53.3	1.3	
身体的暴力（計）	(26)	53.8	46.2	-	
性的暴力（計）	(39)	10.3	82.1	7.7	
ネグレクト（計）	(20)	60.0	40.0	-	

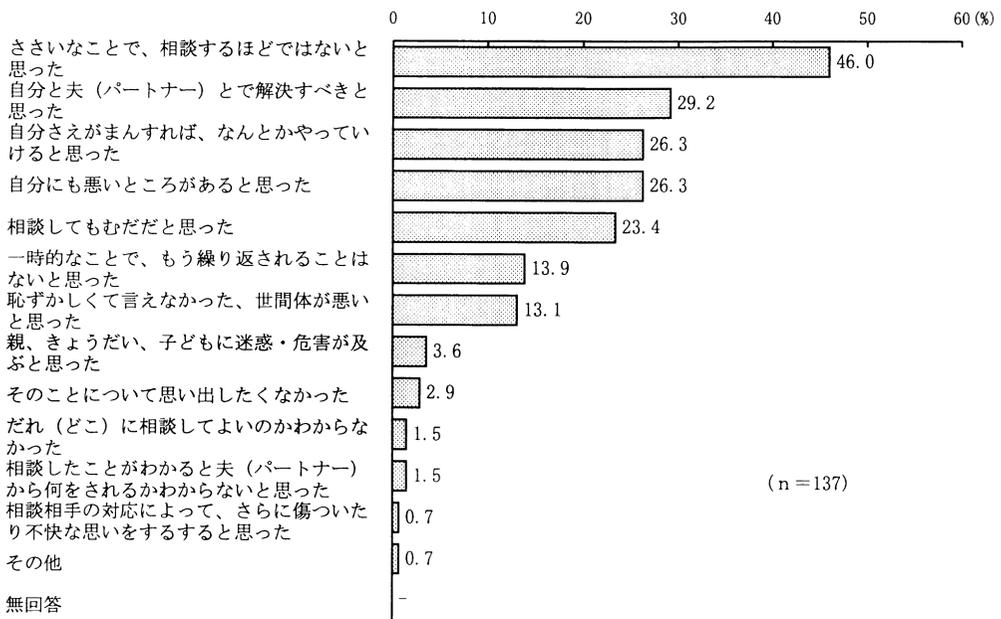
[資料] A 県『同上書』p. 91.

図 26 相談した結果



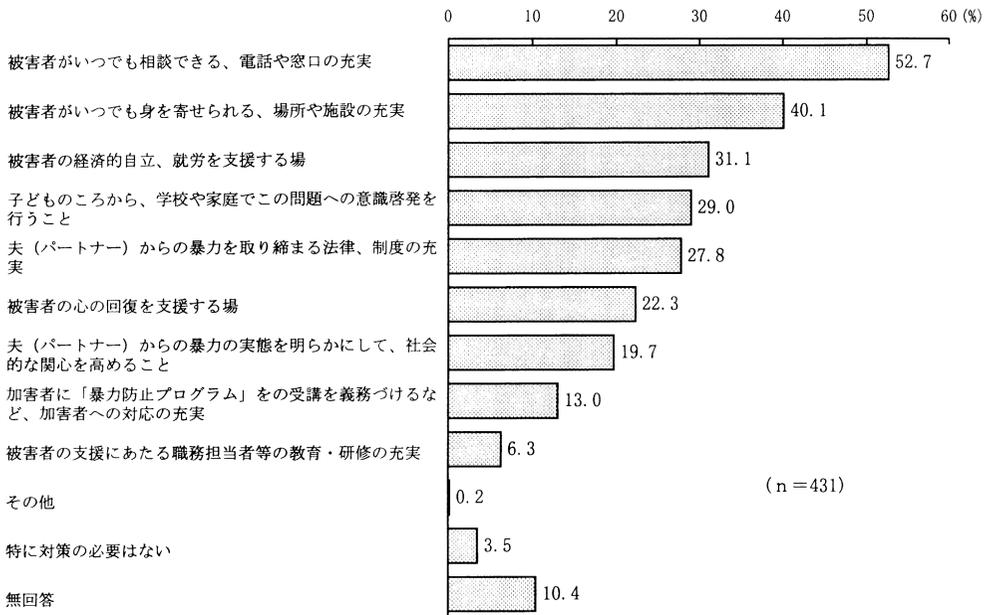
[資料] A 県『同上書』p. 92.

図 27 相談しなかった理由 (多い項目順)



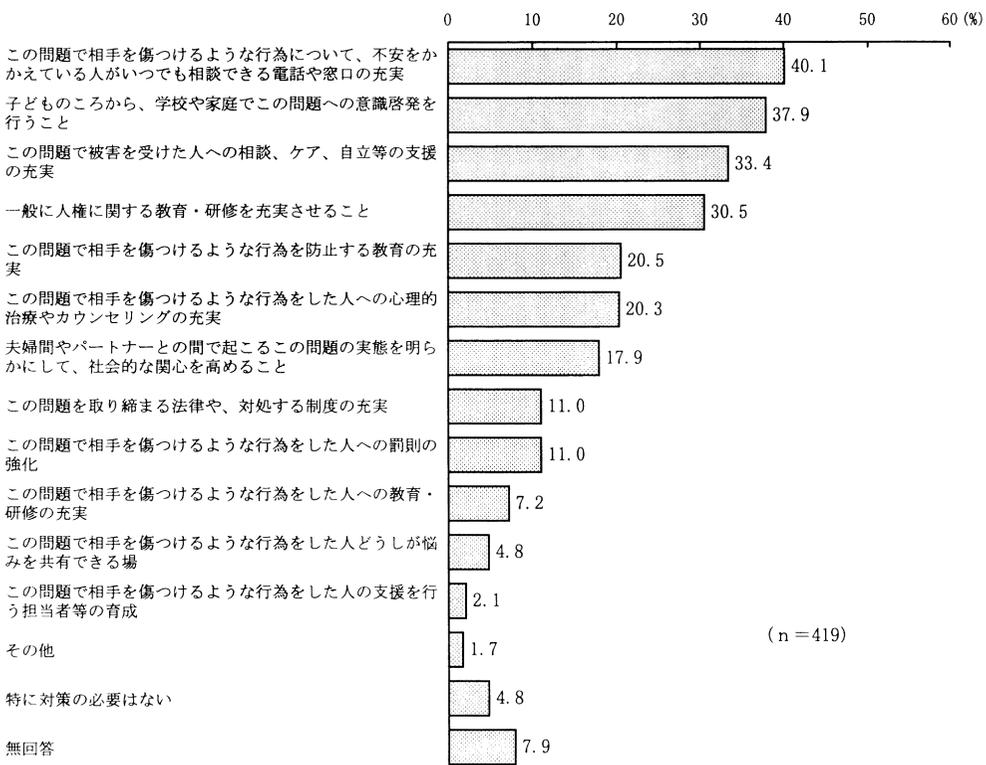
[資料] A 県『同上書』p. 92.

図 28 問題を解決するために必要なこと（女性）



[資料] A 県『同上書』p. 134.

図 29 問題を解決するために必要なこと（男性）



[資料] A 県『同上書』p. 134.

The Pathology of Domestic Violence: Some Findings Gotten from the Research into the Actual Conditions of Domestic Violence

Osaka Shoin Women's University
Yoshiyuki ISHIKAWA

ABSTRACT

This paper attempts to throw light on the pathology of Domestic Violence (DV) on the main basis of the data from the research into the actual conditions of DV conducted in A prefecture area, also referring to the data from nation-wide research and some research carried out in other prefectures.

In this paper, Domestic Violence is classified into four kinds of physical violence, psychological (mental) violence, sexual violence and neglect, and the analyses using the empirical data are made about prevalence of DV, degree of recognizing DV, factors, conditions and backgrounds of DV victimization, influence of DV victimization, consultations about the matter, and countermeasures against this problem, etc.

The most important findings from the research analyses are that the proportion of women's DV victimization is far higher than the proportion of men's DV victimization, and that the most vulnerable type of women in DV victimization is the innovative type of women who have the progressive ideas and take actions being contrary to the patterns of the patriarchal man-centric societies, and therefore it is important for solving the DV problems to improve the inclinations of thinking and behavior for men to hold fast to the patterns of the patriarchal man-centric societies and to react violently against the women deviant from them.

Keywords: domestic violence (DV), physical violence, psychological (mental) violence, sexual violence, neglect